

# 大津市 景観計画 ガイドライン

③ 景観重点地区基準編



## 目 次

|                                                                                          |          |
|------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| <b>1. 堅田景観重点地区</b>                                                                       | <b>1</b> |
| 1-1 景観形成基準                                                                               | 2        |
| (1) 建築物の景観形成基準                                                                           | 2        |
| 1-2 景観形成基準の解説                                                                            | 4        |
| (1) 建築物の建築など                                                                             | 4        |
| 1) 敷地内における位置                                                                             | 4        |
| 2) 形態                                                                                    | 8        |
| 3) 意匠                                                                                    | 9        |
| 4) 色彩                                                                                    | 10       |
| 5) 素材                                                                                    | 13       |
| 6) 敷地の緑化措置                                                                               | 14       |
| 7) 樹木などの保全措置                                                                             | 15       |
| 8) 太陽光発電設備等の位置・形態・意匠・色彩                                                                  | 16       |
| (2) 工作物の建設など                                                                             | 17       |
| 1) 垣、柵、塀（建築物に附属するものを含む。）その他これらに類するもの                                                     | 17       |
| 2) 門（建築物に附属するものを含む。）                                                                     | 19       |
| 3) 擁壁                                                                                    | 19       |
| 4) 煙突又はごみ焼却施設・アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの・記念塔、電波塔、物見塔などその他これらに類するもの・高架水槽            | 21       |
| 5) 彫像その他これに類するもの                                                                         | 23       |
| 6) 汚水又は廃水処理する施設                                                                          | 24       |
| 7) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設                                        | 25       |
| 8) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設・石油、ガス、L P G、穀物、飼料などを貯蔵する施設その他これらに類する施設 | 26       |
| 9) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）                                             | 27       |
| (3) 開発行為など                                                                               | 28       |
| 1) 開発行為                                                                                  | 28       |
| 2) 木竹の伐採                                                                                 | 29       |
| 3) 屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積                                                                 | 30       |
| 4) 鉱物の掘採又は土石の採取                                                                          | 31       |
| 5) 水面の埋立て又は干拓                                                                            | 31       |
| 6) 土地の開墾その他の土地の形質の変更                                                                     | 32       |
| (4) 太陽光発電設備等の建設など                                                                        | 33       |
| 1) 地上設置の太陽光発電設備等                                                                         | 33       |

|                                                                                         |           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| <b>2. 坂本景観重点地区</b>                                                                      | <b>34</b> |
| <b>2-1 景観形成基準</b>                                                                       | <b>35</b> |
| （1）建築物の景観形成基準                                                                           | 35        |
| <b>2-2 景観形成基準の解説</b>                                                                    | <b>36</b> |
| （1）建築物の建築など                                                                             | 36        |
| 1）敷地内における位置                                                                             | 36        |
| 2）形態・意匠                                                                                 | 37        |
| 3）色彩                                                                                    | 38        |
| 4）素材                                                                                    | 42        |
| 5）敷地の緑化措置                                                                               | 43        |
| 6）樹木などの保全措置                                                                             | 44        |
| 7）太陽光発電設備等の位置・形態・意匠・色彩                                                                  | 45        |
| （2）工作物の建設など                                                                             | 46        |
| 1）垣、柵、塀（建築物に附属するものを含む。）その他これらに類するもの                                                     | 46        |
| 2）門（建築物に附属するものを含む。）                                                                     | 48        |
| 3）擁壁                                                                                    | 48        |
| 4）煙突又はごみ焼却施設・アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの・記念塔、電波塔、物見塔などその他これらに類するもの・高架水槽            | 49        |
| 5）彫像その他これに類するもの                                                                         | 51        |
| 6）汚水又は廃水を処理する施設                                                                         | 52        |
| 7）メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設                                       | 53        |
| 8）アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設・石油、ガス、L P G、穀物、飼料などを貯蔵する施設その他これらに類する施設 | 54        |
| 9）電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）                                             | 55        |
| （3）開発行為など                                                                               | 56        |
| 1）開発行為                                                                                  | 56        |
| 2）木竹の伐採                                                                                 | 57        |
| 3）屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積                                                                 | 58        |
| （4）太陽光発電設備等の建設など                                                                        | 59        |
| 1）地上設置の太陽光発電設備等                                                                         | 59        |

### 3. 大津百町景観重点地区.....60

#### 3-1 景観形成基準.....61

##### (1) 建築物の景観形成基準.....61

#### 3-2 景観形成基準の解説.....63

##### (1) 建築物の建築など.....63

###### 1) 敷地内における位置.....63

###### 2) 形態・意匠.....64

###### 3) 色彩.....65

###### 4) 素材.....69

###### 5) 敷地の緑化措置.....70

###### 6) 樹木などの保全措置.....70

###### 7) 太陽光発電設備等の位置・形態・意匠・色彩.....71

##### (2) 工作物の建設など.....72

###### 1) 垣、柵、塀（建築物に附属するものを含む。）その他これらに類するもの.....72

###### 2) 門（建築物に附属するものを含む。）.....74

###### 3) 擁壁.....74

###### 4) 煙突又はごみ焼却施設・アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの・ 記念塔、電波塔、物見塔などその他これらに類するもの・高架水槽.....75

###### 5) 彫像その他これに類するもの.....77

###### 6) 汚水又は廃水を処理する施設.....78

###### 7) メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する 遊戯施設.....79

###### 8) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する 製造施設・石油、ガス、L P G、穀物、飼料などを貯蔵する施設その他これらに類する施設.....80

###### 9) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）.....81

##### (3) 開発行為など.....82

###### 1) 開発行為.....82

###### 2) 木竹の伐採.....83

###### 3) 屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積.....84

##### (4) 太陽光発電設備等の建設など.....85

###### 1) 地上設置の太陽光発電設備等.....85



## 1. 堅田景観重点地区

堅田景観重点地区※の区域は、「景観形成実施計画～堅田地区～」の計画対象区域と整合させることを基本とし、上記計画のもと締結された「落雁の道地区」及び「出島灯台のまち地区」の景観協定の区域とともに、湖岸付近の浮御堂や出島灯台、伊豆神社等の数多くの歴史文化資産が点在する歴史的なまちなみ、地域住民により守られてきた堅田内湖を含む範囲を一体的に設定します。



図1 堅田景観重点地区区域図  
堅田景観重点地区の面積：72.33ha

※景観重点地区は、景観計画区域のうち、特に良好な景観形成に取り組むために景観計画に位置づけられた地区を指します。  
景観法第61条第1項に規定する景観地区に該当するものではありません。

## 1-1. 景観形成基準

### (1) 建築物の景観形成基準

以下に建築物の景観形成基準を掲載します。工作物等の景観形成基準については景観計画の第3章を参照してください。

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 敷地内における位置 | <ul style="list-style-type: none"> <li>i 歴史的な景観を有する地域にあっては、壁面はまちなみに揃え、大きく後退する場合は、門塀や生垣等でまちなみの連続性に配慮します。</li> <li>ii 原則として建築物の外壁は、湖岸道路から2 m以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地又は汀線から10m以内の敷地にあっては、汀線から10m以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2 m以上後退し、内湖に直接面する敷地にあっては内湖側の敷地境界線から2 m以上後退します。ただし、古くから発達した集落のある地区であって、湖岸又は湖岸道路に接して建築物が連たんしているものにおける建築物（大規模建築物等を除く。）及び湖岸におけるウォータースポーツ（ボート、カヌー競技等の動力を伴わない湖上スポーツ）のための建築物で、周辺の建築物の配置状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りではありません。また、狭小宅地等の場合にみられるように、後退することで建築物の機能が著しく阻害される場合についても適用を除外します。</li> </ul> |
| 形態        | <ul style="list-style-type: none"> <li>i 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とします。</li> <li>ii 周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根をもった地区又は周辺に山稜若しくは樹林がある地区にあっては、勾配のある屋根を設けます。</li> <li>iii 屋上設備は、目立たない位置に設け、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮します。ただし、これにより難い場合は、目隠し措置等の修景措置を講じます。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 意匠        | <ul style="list-style-type: none"> <li>i 平滑な大壁面が生じないように、陰影効果に配慮します。</li> <li>ii 大規模建築物等にあっては、屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感及び圧迫感を軽減するよう努めます。</li> <li>iii 周辺の建築物の多くが伝統的な様式の建築物で形成された地区にあっては、周辺の建築物の様式を継承した意匠とします。ただし、これにより難い場合は、これを模した意匠とします。</li> <li>iv 近代的な様式の建築物で形成された地区にあっては、湖と一体となった都市美が形成できるよう意匠に配慮します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                        |
| 色彩        | <ul style="list-style-type: none"> <li>i けばけばしい色彩を基調とせず、周辺の建築物の色彩との調和を図ります。</li> <li>ii 屋根の色彩は、黒色・濃灰色等の濃暗色とします。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 素材        | <ul style="list-style-type: none"> <li>i 屋根や外壁の素材は、周辺の建築物との調和に配慮した素材を使用します。</li> <li>ii 伝統的な様式の建築物で形成された地区にあっては、周辺の建築物と同様の素材とします。ただし、これにより難い場合はこれを模した素材とします。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

|                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>敷地の緑化措置</b></p>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>i 敷地内の空地は、適切な緑化を行うことなどにより、緑豊かなものとします。</li> <li>ii 汀線、湖岸及び湖岸道路から後退してできる空地は、特に中・高木又は生垣による緑化に努めます。ただし、港湾施設、造船所等において、機能上建築物と一体となって湖に接して設ける空地については、この限りではありません。</li> <li>iii 建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成及び周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成及び樹木の配置を考慮した植栽を行います。</li> <li>iv 大規模建築物等にあつては、周辺に与える威圧感、圧迫感、及び突出感を和らげるよう、その高さを考慮した樹種及び樹木を選び、その植栽位置を考慮します。</li> <li>v 植栽は、現存植生を考慮し、周辺環境と調和する樹種とします。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                             |
| <p><b>樹木等の保全措置</b></p>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>i 敷地内に生育する樹林は、保存するよう努めます。やむを得ず伐採するときは、必要最小限にとどめます。</li> <li>ii 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かすよう配慮します。ただし、これにより難い場合は、移植の適否を判断し、その周辺に移植するように努めます。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復を図ります。</li> <li>iii 敷地内に生育するヨシ原等は、保存するよう努めます。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p><b>太陽光発電設備等の位置・形態・意匠・色彩</b></p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>i 太陽光発電設備等を設置する場合においては、太陽電池モジュール等が公共空間から望見しにくい形での設置に努めます。</li> <li>ii 屋根材又は外壁材として一体で設置する場合は、その他の屋根材又は外壁材の意匠について、周辺景観を含めて太陽光発電設備等との調和を考慮します。</li> <li>iii 勾配屋根に別途設置する場合は、太陽電池モジュール等の最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、屋根に密着させます。</li> <li>iv 壁面に別途設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽電池モジュール等がはみ出ないようにします。</li> <li>v 陸屋根に別途設置する場合は、太陽電池モジュール等の最上部をパラペットの高さ以下にし、端部からできるだけ後退したものとします。ただし、これにより難い場合は、ルーバー等の目隠し措置を講じ、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとします。</li> <li>vi 太陽電池モジュール等は、黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとします。</li> <li>vii 外壁に設置する場合は、他の外壁についても、太陽電池モジュール等及び周辺景観と調和した色彩とします。</li> <li>viii 附属設備は、周辺景観と調和した色彩とします。</li> </ul> |

## 1-2. 景観形成基準の解説

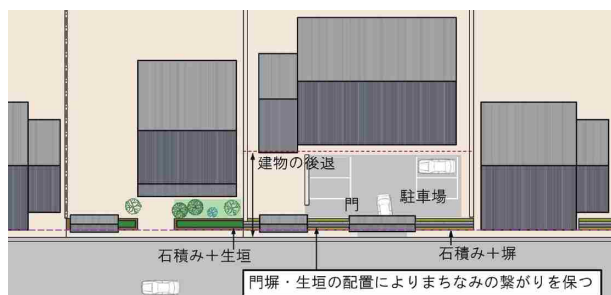
### (1) 建築物の建築など

#### 1) 敷地内における位置

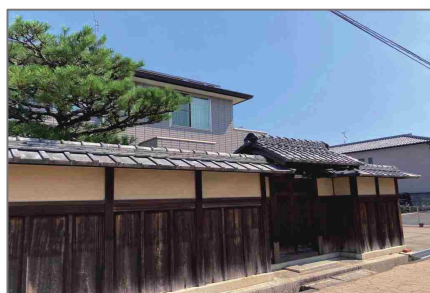
| 景観形成基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 解説 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| i 歴史的な景観を有する地域にあっては、壁面はまちなみに揃え、大きく後退する場合は、門塀や生垣等でまちなみの連続性に配慮します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | ①  |
| ii 原則として建築物の外壁は、湖岸道路から2 m以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地又は汀線から10 m以内の敷地にあっては、汀線から10 m以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2 m以上後退し、内湖に直接面する敷地にあっては内湖側の敷地境界線から2 m以上後退します。<br>ただし、古くから発達した集落のある地区であって、湖岸又は湖岸道路に接して建築物が連たんしているものにおける建築物（大規模建築物等を除く。）及び湖岸におけるウォータースポーツ（ボート、カヌー競技等の動力を伴わない湖上スポーツ）のための建築物で、周辺の建築物の配置状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りではありません。また、狭小宅地等の場合にみられるように、後退することで建築物の機能が著しく阻害される場合についても適用を除外します。 | ②  |

#### ▶ 解説 ① まちなみの連続性

歴史的な町家や社寺等が沿道に立地するような地域やまちなみにあっては、壁面や軒線等を沿道のまちなみに揃えるようにします。やむを得ず壁面線を大きく後退する場合は、道路境界付近に、門塀や生垣等を設けるようにします。



◀やむを得ず通りに面して駐車場を配置する場合は、門・塀の配置により、通りから車が見えにくいように配慮します。



道路から後退した場所に塀を設けてまちなみのつながりに配慮している例



道路から後退した場所に塀を設けてまちなみのつながりに配慮している例

## ② 道路や汀線からの後退

道路等の公共用地との敷地境界線からは、できる限り大きく後退し、建築物等の威圧感・圧迫感を軽減するだけでなく、ゆったりとした道路景観を形成します。

「湖岸道路」とは、湖岸に沿って設けられた道路で、かつ、当該道路上から多くの人が湖を望見できる道路をいいます。詳しくは大津市景観計画図（1/2,500）を参照してください。大津市景観計画図は、インターネット上から「マイタウンおおつ」で閲覧できます。また、市役所都市計画課窓口でも閲覧できます。

「汀線」とは、鳥居川水位±0（B.S.L（Biwako Surface Level）=0）の時の琵琶湖の水際線の位置をいいます。鳥居川水位観測所の零点高は、T.P.+84.371mとなっており、大阪城の天守閣の高さとほぼ同じ高さです。測量等により汀線を確認する場合は、この水位標零点高を用いるものとします。

琵琶湖河川事務所 HPより▶



「連たん（れんたん・連檐）」とは家屋が連なっていることをいいます。連たんしている地区の目安としては、建築物の敷地相互間の距離が50m以内で概ね50戸以上連なっているものとします。

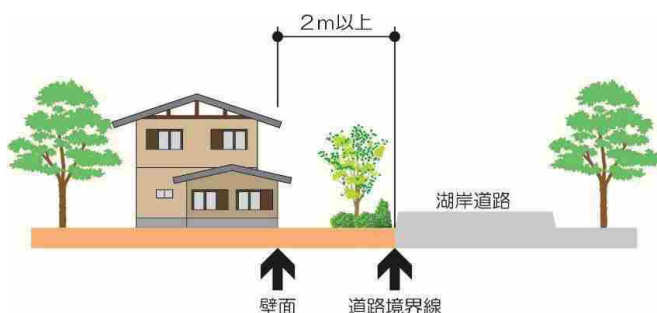


T.P. Tokyo Peil の略。わが国の基準面であり東京湾平均海面を基準(0m)とした時の高さ。

## ■ 湖岸道路に面した敷地の場合

建築物の外壁は、原則として敷地と湖岸道路との境界線から、2 m 以上後退し、道路景観にゆとりをもたせるとともに緑豊かな沿道景観を形成するための緑化スペースを確保します。

敷地内に生じた緑化スペースには、生垣や中木等により積極的に修景緑化を行います。



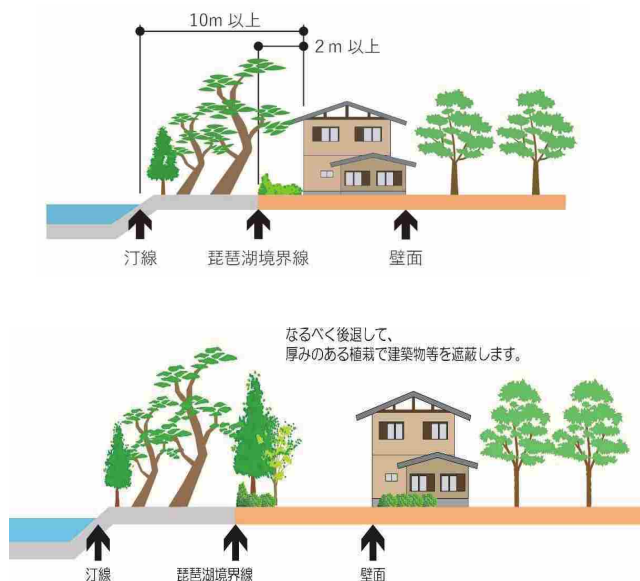
道路から後退し、緑化することにより、緑豊かな沿道景観を形成している例

## ■ 琵琶湖に面した敷地の場合

琵琶湖に直接面する敷地や汀線から 10m 以内の敷地においては、建築物の外壁は、建築物等が雄大な琵琶湖景観に与える圧迫感を和らげ、融和を図ることのできるよう、原則として汀線から 10m 以上、琵琶湖側の敷地境界線から 2 m 以上後退し、緑化スペースを確保します。

敷地内に生じた緑化スペースには、高木等により積極的に修景緑化を行います。

特に、琵琶湖に面する大規模建築物等は、周辺の景観に大きな影響を与え、湖岸に圧迫感や威圧感を生じさせるおそれがあるため、汀線からの距離に関わらず、できる限り敷地境界から後退し、植栽により遮へいします。高い遮へい効果確保するためには、10m 以上の幅を確保し、高木を中心とした 3 列程度の厚みのある植栽とします。

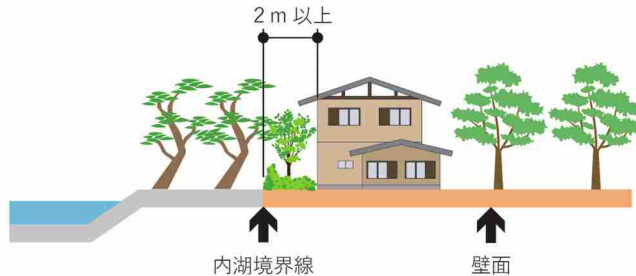


湖岸から後退し、緑化することにより、緑豊かな水辺景観を形成している例

## ■ 内湖に面した敷地の場合

内湖に直接面する敷地においても、建築物の外壁は、建築物等が雄大な琵琶湖景観に与える圧迫感を和らげ、融和を図ることができるように、原則として内湖側の敷地境界線から2 m以上後退し、緑化スペースを確保します。

敷地内に生じた緑化スペースには、生垣や中木等により積極的に修景緑化を行います。



敷地境界線から後退し、緑化することにより、緑豊かな景観を創り出している例

### 〈適用除外〉

湖や湖岸道路に近接して発達した集落で、それらが琵琶湖周辺の独特の風情として受け継がれている地区において、それらのまちなみを維持していくことが好ましい場合には後退の適用を除外します。

また、狭小宅地等の場合にみられるように、後退することでその建築物の機能が著しく阻害される場合についても適用を除外します。

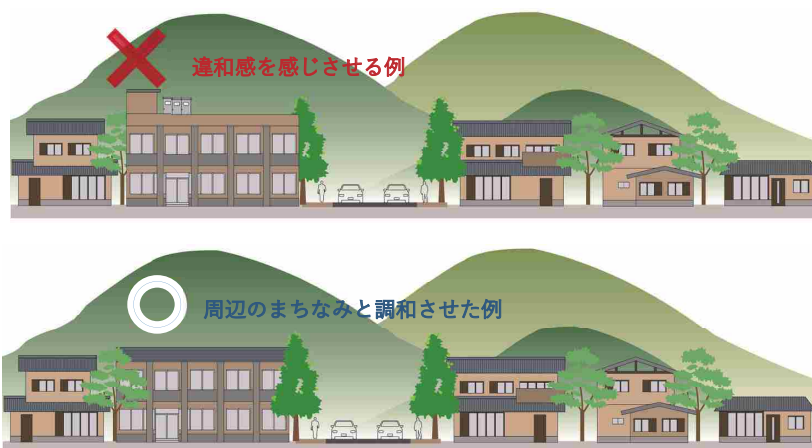
## 2) 形態

| 景観形成基準                                                                                                            | 解説 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| i 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とします。<br>iii 屋上設備は、目立たない位置に設け、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮します。ただし、これにより難しい場合は、目隠し措置等の修景措置を講じます。 | ①  |
| ii 周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根をもった地区又は周辺に山稜若しくは樹林がある地区にあっては、勾配のある屋根を設けます。                                             | ②  |

## ▶ 解説 ① 周辺景観と建築物の形態

建築物の形態・意匠がまちなみの景観に与える影響は大きく、主張の強い建築物はそれ自体のデザインの評価に関わらず、地域の景観を損なう可能性があります。

建築物の形態は、周辺景観を形成している自然景観や既存の建築物等の形態・意匠に配慮したものとしします。また、外壁に附帯する施設・設備についても、建築物と一体的にデザインし、周囲の建築物との連続性や統一感が感じられるものにします。



## ② 屋根の形態

勾配屋根は、景観の背景となる山並みや樹木の勾配（角度）をもった輪郭にも調和しており、人々の心に奥深く溶け込んだ日本建築の象徴ともいえます。

建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根をもった地区又は周辺に山稜若しくは樹林がある地区にあっては、勾配のある屋根を設けて周辺景観に配慮します。

## ▶▶ 「切妻、入母屋、寄棟形式の屋根」について



切妻屋根



入母屋屋根

方形屋根  
(寄棟の一種)

●切妻屋根や入母屋屋根、寄棟屋根等の造りは、在来建築物の多くに用いられています。和風基調の建築物とも良好に調和する屋根形式です。

### 3) 意匠

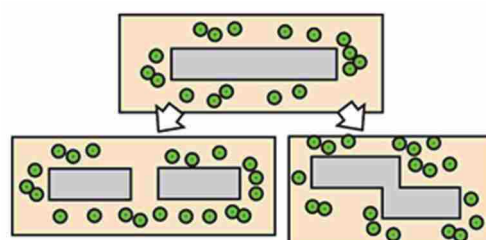
| 景観形成基準                                                                                                                                              | 解説 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| i 平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮します。<br>ii 大規模建築物等にあつては、屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感及び圧迫感を軽減するよう努めます。                                                               | ①  |
| iii 周辺の建築物の多くが伝統的な様式の建築物で形成された地区にあつては、周辺の建築物の様式を継承した意匠とします。ただし、これにより難しい場合は、これを模した意匠とします。<br>iv 近代的な様式の建築物で形成された地区にあつては、湖と一体となった都市美が形成できるよう意匠に配慮します。 | ②  |

#### ▶ 解説 ① 壁面意匠への配慮

建築物の屋根、壁面、開口部等の意匠は、建築物の印象を決定する重要な要素です。建築物の意匠は、周辺景観を形成している自然景観や既存建築物等の形態・意匠に配慮したものとします。大規模な建築物の長大な壁面や大面積の壁面は極力設けないようにします。やむを得ず設ける際は、周辺のまちなみとの規模に配慮しながら、その壁面の印象が平滑・単調なものとならないよう、分棟・分節を図り、圧迫感を低減してください。



壁面意匠に変化をつけて圧迫感を低減している例



長大な壁面は、見え掛かりを小さくするよう工夫する

#### ② 継承した意匠

周辺の建築物の多くが伝統的な様式の建築物等で形成された地域では、その特色のある景観を保全・継承するため、その伝統的建築様式と合わせた建築様式、意匠とします。

やむを得ず伝統的な建築様式と合わせることができない場合は、色彩や形状等に配慮し、その様式を模した意匠とします。



歴史的なまちなみ景観との調和に配慮し、切妻平入り、和瓦葺き、出格子等の伝統的木造建築の様式を残している例



歴史的なまちなみ景観との調和に配慮し、車庫を建物内に取り込んでいる例

## 4) 色彩

## 景観形成基準

- i けばけばしい色彩を基調とせず、周辺の建築物の色彩との調和を図ります。  
 ii 屋根の色彩は、黒色・濃灰色等の濃暗色とします。

▶ 解説 建築物の壁面等の色彩は、まちなみの景観形成に多大な影響をもっており、色彩をコントロールすることは美しいまちなみを保全・形成していく上で重要な要素です。

けばけばしい色彩とは、周辺の景観との調和を乱す色彩を指します。色彩は、空や樹木の緑、土や水等の自然の色となじみやすい、暖色系の低彩度の落ち着いた色とします。また、土壁や銀鼠色の屋根瓦、弁柄等、地域で伝統的に使われてきた建材の色彩等、慣れ親しんだ慣例色を使うこともまちなみとの調和に有効です。

## 使用可能な色彩

建築物等の外壁の色彩は、彩度2以下、明度3～8の値の範囲内とし、それ以外の使用は原則として避けるものとします。

## ▼使用可能な色彩

| 色相 | 全色相 |
|----|-----|
| 明度 | 3～8 |
| 彩度 | 2以下 |

▶▶なお、以下の場合で、周辺の景観に調和するものは、この限りではありません。

- ・伝統素材や白漆喰、白漆喰の外観に近い塗装色で明度値が高い場合。
- ・弁柄、石材等地域固有の素材（主として自然素材）や、これを模したものをを使用する場合。（弁柄色：8 R3.5/7）
- ・橋梁等で地域とのなじみが深く、地域のイメージの核となっていたり、ランドマークとなっているもの。
- ・地区計画や面的開発の区域等を対象に、一定の広がりの中で地域特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合。



出格子や腰板、柱等の木製部分に濃茶色の保護塗装を用いている例

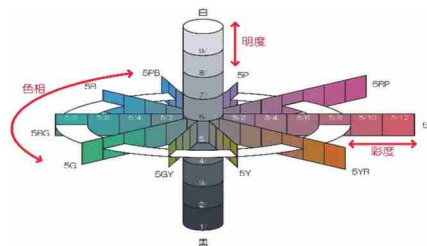


格子戸や腰板、柱等の木製部分に弁柄色の保護塗装を用いている例

参考 暖色 暖かい感じを与える色。赤・橙・黄の系統の色。（対義語→寒色）

彩度・明度 彩度は色の鮮やかさ、明度は色の明るさの度合い。  
 （色彩の3属性） 色相と合わせて色の三属性という。  
 例：マンセル値5 YR 3/2は、  
 色相5 YR、明度3、彩度2。

**5 YR 3 / 2**  
 色相 明度 彩度



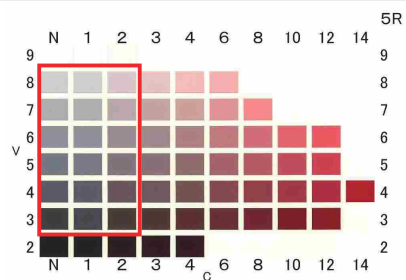
## ▶▶使用可能な色の範囲

色彩の数は無限ともいえますが、ここでは参考として JIS（日本工業規格）に定められた基本色相（マンセルの主要 10 色相）における等色相面を用いて、使用可能な色の範囲を示しています。

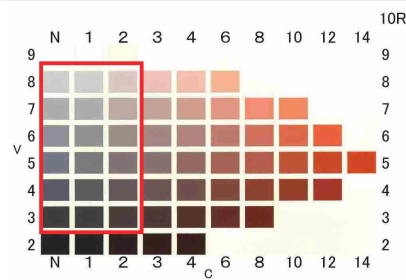
赤枠内が建築物等の外壁の使用可能範囲です。

下図は印刷によるもので、正確な色ではないため、実際の色は色票により確認してください。

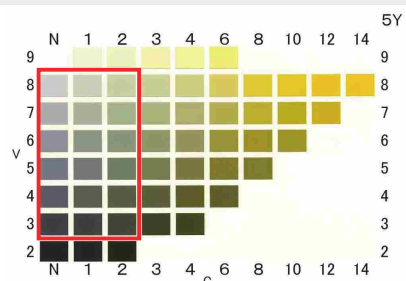
5R



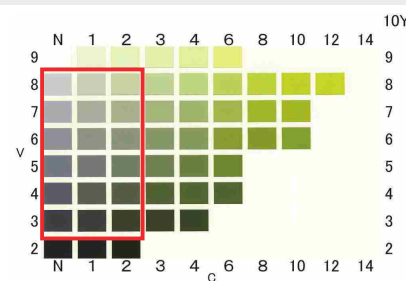
10R



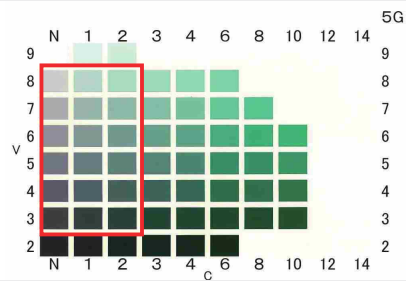
5Y



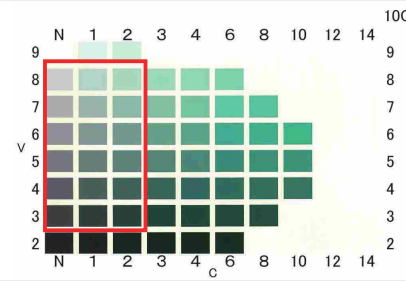
10Y



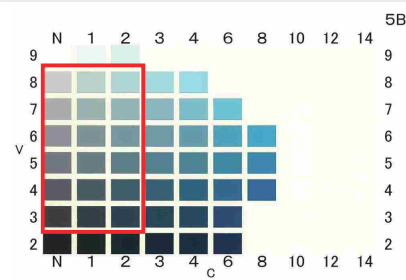
5G



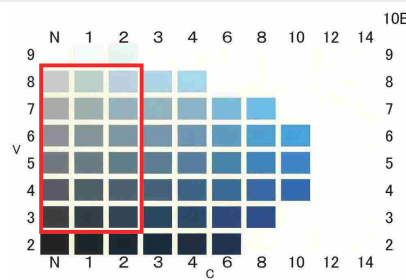
10G



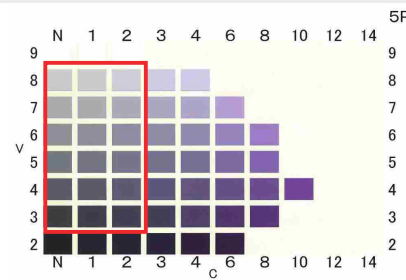
5B



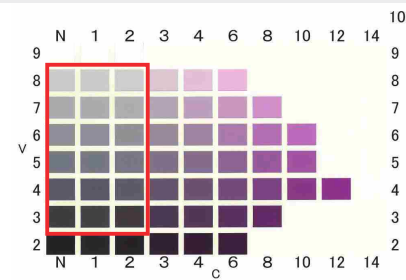
10B



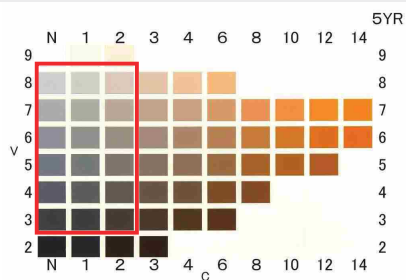
5P



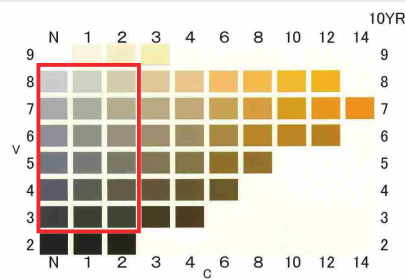
10P



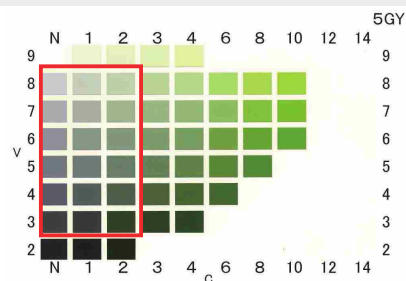
5YR



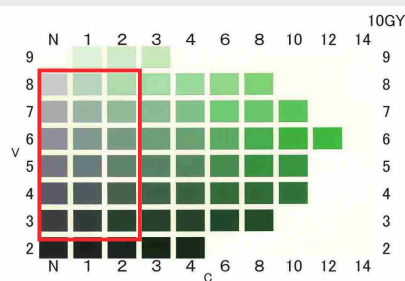
10YR



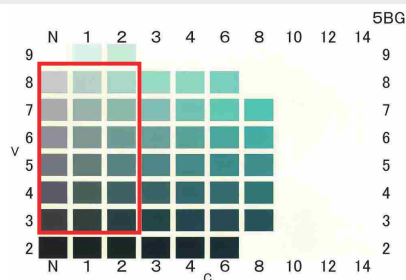
5GY



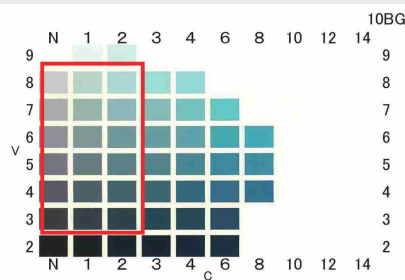
10GY



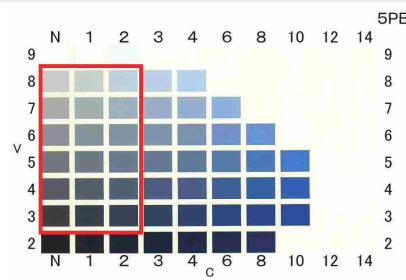
5BG



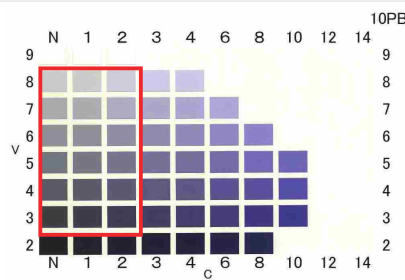
10BG



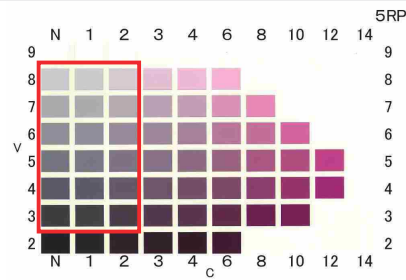
5PB



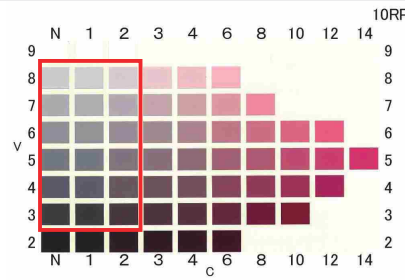
10PB



5RP



10RP



## 5) 素材

### 景観形成基準

- i 屋根や外壁の素材は、周辺の建築物との調和に配慮した素材を使用します。
- ii 伝統的な様式の建築物で形成された地区にあっては、周辺の建築物と同様の素材とします。ただし、これにより難しい場合はこれを模した素材とします。

▶ **解説** 建築物の外壁や塀等の外構部の素材は、建築物そのものの印象や周辺のまちなみ景観に大きな影響を与えるものです。

特に歴史的な景観を有する地域では、古くから身近にある石や木、竹等の自然素材による建築物等が地域の景観を特徴づけています。

伝統的な様式の建築物で形成された地区にあっては、歴史的な景観に配慮するため、屋根は勾配屋根とし、和瓦葺きとします。また、外壁の素材は、原則として周辺の伝統的建築様式に応じた自然素材を用います。やむを得ず自然素材以外の素材を使用する場合は、その質感や色彩等、周辺の伝統的建築様式や背景となる景観との調和に十分配慮します。



和瓦葺きの例



白漆喰や腰板張りの様式を良好に残している例

## 6) 敷地の緑化措置

## 景観形成基準

- i 敷地内の空地は、適切な緑化を行うことなどにより、緑豊かなものとしします。
- ii 汀線、湖岸及び湖岸道路から後退してできる空地は、特に中・高木又は生垣による緑化に努めます。ただし、港湾施設、造船所等において、機能上建築物と一体となって湖に接して設ける空地については、この限りではありません。
- iii 建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成及び周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成及び樹木の配置を考慮した植栽を行います。
- iv 大規模建築物等にあつては、周辺に与える威圧感、圧迫感、及び突出感を和らげるよう、その高さを考慮した樹種及び樹木を選び、その植栽位置を考慮します。
- v 植栽は、現存植生を考慮し、周辺環境と調和する樹種としします。

## ▶ 解説

敷地内の緑は、まちなみにうるおいを与えるとともに、都市環境を保全・改善するための重要な要素です。樹種については個々の樹木の性質を踏まえ、季節の変化や成長を考慮するとともに、建築物の規模にあった樹高や樹冠のボリューム、複数の樹種の組み合わせを検討します。

汀線、湖岸から後退してできる空地には、湖岸に緑のうるおいを与えるとともに、湖辺に立つ建築物等と湖との景観の調和を図るため、中・高木や生垣による遮へい性の高い緑化に努めます。

敷地前面に街路樹や湖岸緑地等がある場合は、これらと調和した緑化、一体的な緑化を行います。



敷地内の空地を緑化し、うるおいのある沿道景観を形成している例



湖岸緑地に面した敷地を緑化し、湖岸の親水空間（公共空間）と一体となった緑豊かな水辺景観を形成している例

大規模建築物等は、周辺の景観に大きな影響を与え、湖岸に圧迫感や威圧感を生じさせるおそれがあるため、汀線からの距離に関わらず、できる限り敷地境界から後退し、植栽により遮へいします。



## 7) 樹木等の保全措置

| 景観形成基準                                                                                                                                                           | 解説 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| i 敷地内に生育する樹林は、保存するよう努めます。やむを得ず伐採するときは、必要最小限にとどめます。<br>ii 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かすよう配慮します。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、その周辺に移植するように努めます。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復を図ります。 | ①  |
| iii 敷地内に生育するヨシ原等は、保存するよう努めます。                                                                                                                                    | ②  |

### ▶ 解説 ① 既存樹木の保全

樹木は景観形成を図るうえで重要な要素であり、なかでも樹姿又は樹勢が優れたものは地域の景観を特徴づけ、その地域の景観の向上に重要な役割を果たしています。これらは長い年月をかけて育まれた、地域の重要な資源ともいえます。

敷地内に既存の樹木がある場合は、その樹木をできる限り修景に活かせるよう建築物等の配置を検討します。樹姿又は樹勢が優れた樹木の保存が難しい場合は、できる限り周辺に移植し、樹勢の回復を図ります。



地域の歴史的な景観を構成する重要な要素のひとつとなっている黒松を保存することにより、その景観が保たれている例



樹木が地域のシンボルとなっている例

### ② ヨシ原の保存

水辺に広がるヨシ群落は、湖国らしい個性豊かな郷土の原風景であるとともに、湖岸の浸食を防止し、湖辺の水質保全にも役立つなど湖岸の景観形成に重要な役割を果たしています。近年の社会変化の中で、その貴重なヨシ原（群落）は減少傾向にあることから、ヨシ原が敷地内にある場合は、できる限り保存するよう努めます。



ヨシ原



ヨシ原

## 8) 太陽光発電設備等の位置・形態・意匠・色彩

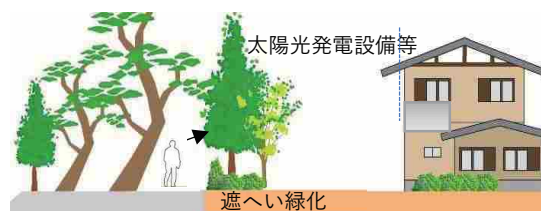
| 景観形成基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 解説 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| i 太陽光発電設備等を設置する場合には、太陽電池モジュール等が公共空間から望見しにくい形での設置に努めます。<br>ii 屋根材又は外壁材として一体で設置する場合は、その他の屋根材又は外壁材の意匠について、周辺景観を含めて太陽光発電設備等の調和を考慮します。<br>iii 勾配屋根に別途設置する場合は、太陽電池モジュール等の最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、屋根に密着させます。<br>iv 壁面に別途設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽電池モジュール等がはみ出ないようにします。<br>v 陸屋根に別途設置する場合は、太陽電池モジュール等の最上部をパラペットの高さ以下にし、端部からできるだけ後退したものとし、ただし、これにより難しい場合は、ルーバー等の目隠し措置を講じ、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮したものとし、ます。 | ①  |
| vi 太陽電池モジュール等は、黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとし、ます。<br>vii 外壁に設置する場合は、他の外壁についても、太陽電池モジュール等及び周辺景観と調和した色彩とし、ます。<br>viii 附属設備は、周辺景観と調和した色彩とし、ます。                                                                                                                                                                                                                              | ②  |

## ▶ 解説 ① 設置する位置など

- ・ 前面道路等から見えにくい配置にします。
- ・ 屋根に設置する場合は、屋根と一体的に見えるように配置し、棟を超えないようにします。



- ・ 外壁の幅よりはみ出さないように設置します。



## ② 色彩

- ・ 設置する屋根材の色彩になじませるように濃灰色や黒色等にします。



黒色のパネルにして屋根材になじませている例

## (2) 工作物の建設など

### 1) 垣、柵、塀（建築物に附属するものを含む。）その他これらに類するもの

| 景観形成基準                                    | 解説 |
|-------------------------------------------|----|
| i 周辺景観及び敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態及び意匠とします。     | ①  |
| ii 湖岸及び湖岸道路に面するものにあつては、樹木（生垣）等を用いるよう努めます。 | ②  |
| iii けばけばしい色彩を避け、周辺景観との調和が得られるものとします。      | ③  |

#### ▶ 解説 ① 形態・意匠

垣、柵等は、できる限り周辺景観に調和し、まちなみにまとまりとうるおいを与えることのできるよう配慮します。

敷地内に庭等がある場合は、外部から敷地内が少し見えるようにしたり、垣、柵越しに敷地内の豊かな緑を感じることができるようにするなど、敷地と道路が一体的に感じられるよう配慮します。

道路沿いに垣、柵等を設ける場合は、できる限り周辺景観に調和し、良好な景観の形成に寄与できる形態・意匠とします。



歴史的なまちなみに調和した意匠の塀



歴史的なまちなみに調和した意匠の塀

形態・意匠については、P8～9「(1) 建築物の建築など 2) 形態 3) 意匠」を参照してください。

#### ② 素材

湖岸及び湖岸道路に面する垣、柵等については、周辺の景観との調和を図るとともに、緑豊かな湖岸景観や緑のうるおいのある沿道景観を形成するため、できる限り樹木を活用したものとします。



柵越しに庭の緑を感じさせる例

- 生垣は、その形状や樹種の選択により、
- ① 景観構成の強調や背景としての効果
  - ② 境界表示
  - ③ 侵入防止
  - ④ 微気候調節（通風・日照の調節）
  - ⑤ 遮へい
  - ⑥ 植栽の保温

等の機能を果たすことができます。

スクリーンの美しさ、景観へのなじみの良さは他

のものに代えがたいものであることから、効果的に利用できるよう工夫します。



通りに面して生垣を配置している例

#### 〈生垣の種類〉

|       |                                                                                                                     |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 外垣    | 庭や建築物の周囲を囲み、境界として、あるいは遮へいの機能をもたせるために作られるもので、高さ 1.5～2.0m の生垣                                                         |
| 高（生）垣 | 境界や遮へいの機能をもつためのものであるが、高さが 3.0～5.0m くらいで、主に防火、防風用に利用される<br>地上から 2.0m くらいは下枝を払い、その上は、竹や丸太で四つ目状あるいは綱状に組んで生長枝を誘引して生垣とする |
| 境界垣   | 花壇や芝生地、菜園等を囲む輪郭や区画用に作られる<br>高さは 0.3～1.0m くらいの低い生垣                                                                   |
| 蔓物垣   | 蔓性の植物を金網柵や竹垣、木製の垣や柵等にかからませた生垣                                                                                       |
| 混ぜ垣   | 刈り込みのできる樹種あるいは落葉、常緑の樹種を混植して作る垣                                                                                      |

#### 〈生垣に使用する樹種の条件〉

1. その土地の自然条件に適していること
2. 萌芽力が旺盛で刈り込みに耐えること
3. 枝葉が密で下枝が枯れにくいこと
4. 病害虫等に強いこと
5. 移植、手入れが容易なこと 等

#### 生垣の樹種例

ペニカナメモチ、サザンカ、  
シラカシ、アラカシ、  
サツキツツジ等

植栽については、P14「（１）建築物の建築など ６）敷地の緑化措置」を参照してください。

垣・柵・塀の素材については、P13「建築物の建築など ５）素材」を参照してください。

### ③ 色彩

垣、柵、塀の色彩については、P10～12「（１）建築物の建築など ４）色彩」を参照してください。

## 2) 門（建築物に附属するものを含む。）

### 景観形成基準

- i 周辺景観及び敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態及び意匠とするとともに、落ち着いた色彩とします。

▶ **解説** 門を設ける際は、できる限り周辺景観に調和し、まちなみにまとまりとうるおいを与えることができるよう配慮します。

門の瓦屋根と塀の瓦屋根等、調和が感じられるように同色の瓦とするなど、建築物と一体感が感じられるよう配慮します。



門と築地塀の屋根に統一感をもたせている例



門や塀を一体的な意匠としている例

形態・意匠についてはP8～9「(1) 建築物の建築など 2) 形態 3) 意匠」を参照してください。

色彩についてはP10～12「(1) 建築物の建築など 4) 色彩」を参照してください。

## 3) 擁壁

### 景観形成基準

### 解説

- |                                                                                                                                                               |   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| i 湖岸及び湖岸道路に面して設けるものにあつては、極力低いものとします。                                                                                                                          | ① |
| ii 石材等の自然素材を用います。ただし、これにより難い場合はこれを模したものをを用います。これらの素材を用いることができない場合は、壁面の緑化、構造物前面の植栽等による修景措置を講じます。なお、琵琶湖及び内湖の水面に面して設けるものにあつては、多孔質な構造とするなど生物の生息環境に配慮したものとしよう努めます。 | ② |
| iii 地域の景観を特徴づける擁壁等の構造物が残されている近傍では、その様式、材料等を継承し、地域的な景観の創出に努めます。                                                                                                | ③ |

### ▶ 解説 ① 形態

湖と陸域、道路と建築物等の敷地の間につながりをもたせ、一体となった景観形成を図るため、湖岸、湖岸道路及び内湖に面する箇所においては、原則として擁壁の設置を避けます。

やむを得ず設置する場合は、一体的に感じられるよう法面を併設するなど、その高さをできる限り低くします。

## ② 素材

擁壁の素材は、周辺の景観に調和する石材等の自然素材を用いることを基本とします。やむを得ず、天然素材以外の材料を使用する場合は、これを模したものをを用いることで景観との調和を図ります。

また、琵琶湖及び内湖の水面に面して設けるものにあっては自然石積みや多孔質構造のブロックを使用するなど、生物の生息環境に配慮します。

## ③ 意匠

地域の景観を特徴づける擁壁等の構造物が残されている近傍では、その様式、材料等を継承することにより、地域的な景観を保全するだけでなく、さらに良好な景観となるよう配慮します。



野面石を用いて多孔質な構造としている例



野面石の石積み擁壁に築地塀を載せている例



野面石を用いて多孔質な構造としている例



野面石の石積みを外構に用いている例

4) 煙突又はごみ焼却施設・アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの・記念塔、電波塔、物見塔などその他これらに類するもの・高架水槽

| 景観形成基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 解説 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| i 敷地境界線から極力後退します。<br>ii 原則として、工作物の外壁は、湖岸道路から2 m以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地又は汀線から10m以内の敷地にあつては汀線から10m以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2 m以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から2 m以上後退します。                                                                                                                                                            | ①  |
| iii すっきりした形態及び意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、周辺景観に調和するものとします。                                                                                                                                                                                                                                                                       | ②  |
| iv 汀線、湖岸及び湖岸道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めます。<br>v 敷地内に生育する樹林は、保存するよう努めます。やむを得ず伐採するときは、必要最小限にとどめます。<br>vi 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かすよう配慮します。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、その周辺に移植するよう努めます。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復を図ります。<br>vii 敷地内に生育するヨシ原等は、保存するよう努めます。<br>viii 必要に応じて、常緑の中・高木を取り入れた樹木により修景緑化を図ります。<br>ix 植栽は、現存植生を考慮し、周辺環境と調和する樹種とします。 | ③  |

#### ▶ 解説 ① 敷地内における位置

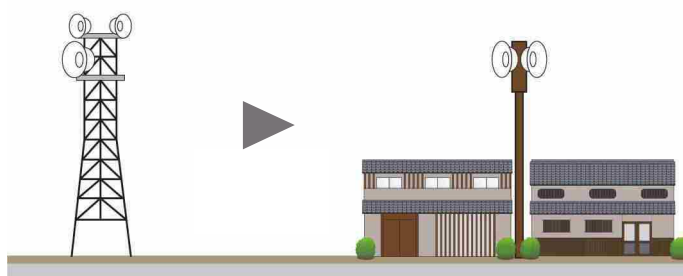
景観重点地区内では、当該工作物等は、周辺の景観に圧迫感や威圧感を与えることがないよう、できる限り敷地境界線から後退します。特に道路等の公共用地から見えないように設置し、威圧感・圧迫感を軽減するだけでなく、ゆったりとした沿道景観を形成します。

また、同一敷地内に複数の工作物等が設置される場合は、できるだけ1箇所にまとめるよう配慮します。

#### ② 形態・意匠・色彩

工作物の形態・意匠については、周辺景観との調和が得られるよう、機能と構造強度を考慮したうえで、構造体そのものをスマートなデザインとしたり、ルーバーの取り付け等の景観的处理を行うことで、できる限りすっきりとした印象となるよう配慮します。

<電波塔の場合>



## &lt;煙突の場合&gt;



周辺景観との調和が得られるよう、鉄塔等のフレーム状の形態をもつ工作物の色彩は、山間部等、緑の自然豊かな地域、歴史的な景観を有する地域にあっては焦げ茶色、それ以外は灰色（亜鉛メッキ色）を基本とします。亜鉛メッキの光沢が、景観を阻害する要素となるおそれがあるため、メッキ後にリン酸処理を施したり、耐候性鋼材を使用してメッキを省略するなど、周辺の景観と調和するよう配慮します。

原則として、計画地を中心に概ね半径5 km 以内の範囲にある主要な視点場（不特定多数の人が利用する道路や公園、公共施設等）から望見した場合に、背景となる景観の大半が天空であれば灰色（亜鉛メッキ色）に、山並みや樹林であれば焦げ茶色と判断します。



背景となる景観に合わせて灰色に着色した例



背景となる景観に合わせて焦げ茶色に着色した例

なお、高さが60m以上の鉄塔等、航空法により赤白の着色（昼間障害標識）若しくは高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯の設置が求められる場合は、できる限り高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯とし、周辺の景観との調和に配慮します。

### ③ 緑化など

施設の規模、形状に合わせ、敷地内の緑化を積極的に施します。

敷地の外周部は、道路から容易に望見できないよう、遮へい性の高い生垣等で緑化します。また、常緑の中・高木をとり入れた緑化により、1年を通して修景の効果が上がるよう、配慮します。

ただし記念塔等で、周辺の景観を引き立たせ、地域の良好なシンボルとなると判断され、かつ、樹木の植栽が好ましくない場合は、その限りではありません。

緑化については、P14「（1）建築物の建築など 6）敷地の緑化措置」を参照してください。

樹木の保全については、P15「（1）建築物の建築など 7）樹木等の保全措置」を参照してください。

## 5) 彫像その他これに類するもの

| 景観形成基準                                                                                                                                                                                                          | 解説 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| i 敷地境界線から極力後退します。<br>ii 原則として、湖岸道路から2 m以上後退します。<br>iii 琵琶湖に直接面する敷地又は汀線から10m以内の敷地にあつては汀線から10m以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2 m以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から2 m以上後退します。ただし、芸術性又は公共性があり、周辺の景観との調和が図れるものなどにあつては、この限りではありません。 | ①  |
| iv 原則として、周辺景観に調和する形態及び意匠とするとともに、けばけばしい色彩としません。これにより難しい場合は、湖岸及び湖岸道路から容易に望見できないよう遮へい措置を講じます。ただし、芸術作品展等の開催に伴い一時的に設置されるものは、この限りではありません。                                                                             | ②  |
| v 汀線、湖岸及び湖岸道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めます。<br>vi 周辺景観との調和を図るため、修景緑化を図ります。<br>vii 樹姿又は樹勢が優れた樹木、樹林若しくはヨシ原等が敷地内にある場合は、これらを修景に活かすよう配慮します。<br>viii 植栽は、現存植生を考慮し、周辺環境と調和する樹種とします。                                          | ③  |

### ▶ 解説 ① 敷地内における位置

敷地内における位置についてはP 4～7 「(1) 建築物の建築など 1) 敷地内における位置」を参照してください。

### ② 形態・意匠・色彩

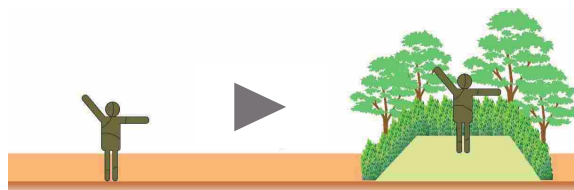
彫像やモニュメント等の形態・意匠は、原則として地域の景観になじみ、その景観を引き立たせるようなものとします。色彩についても、原則として地域の景観を阻害するけばけばしい色彩のものは避けます。

ただし周辺の景観を引き立たせ、地域の良好なシンボルとなると認められる場合や、芸術作品展等の開催に伴い一時的に設置するものは除きます。

色彩についてはP 10～12 「(1) 建築物の建築など 4) 色彩」を参照してください。

### ③ 緑化など

彫像を引き立たせるとともに、周辺景観との調和を図るため、積極的に敷地内を緑化します。特に汀線、内湖岸及び湖岸道路から後退してできる空地は、緑化に努めます。



緑化については、P 14 「(1) 建築物の建築など 6) 敷地の緑化措置」を参照してください。

樹木の保全については、P 15 「(1) 建築物の建築など 7) 樹木等の保全措置」を参照してください。

## 6) 汚水又は廃水を処理する施設

| 景観形成基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 解説 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| i 敷地境界線から極力後退します。<br>ii 原則として、湖岸道路から2 m以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地又は汀線から10m以内の敷地にあつては汀線から10m以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2 m以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から2 m以上後退します。                                                                                                                                                                                                  | ①  |
| iii 平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮するとともに、外部に設ける配管類は、目立たなくします。<br>iv けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩で周辺景観との調和が得られるものとします。                                                                                                                                                                                                                                                      | ②  |
| v 汀線、湖岸及び湖岸道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めます。<br>vi 敷地内に生育する樹林は、保存するよう努めます。やむを得ず伐採するときは、必要最小限にとどめます。<br>vii 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かすよう配慮します。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、その周辺に移植するよう努めます。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復を図ります。<br>viii 敷地内に生育するヨシ原等は、保存するよう努めます。<br>ix 敷地外周部は、生垣等で緑化し、容易に望見できないようにします。<br>x 常緑の中・高木を取り入れた樹木により修景緑化を図ります。<br>xi 植栽は、現存植生を考慮し、周辺環境と調和する樹種とします。 | ③  |

## ▶ 解説 ① 敷地内における位置

景観重点地区内では、当該工作物等は、周辺の景観に圧迫感や威圧感を与えることがないよう、できる限り敷地境界線から後退します。特に道路等の公共用地から見えないように設置し、威圧感・圧迫感を軽減するだけでなく、ゆったりとした沿道景観としてください。

敷地内における位置については、P 4～7「(1) 建築物の建築など 1) 敷地内における位置」を参照してください。

## ② 形態・意匠・色彩

汚水、廃水処理施設の壁面は、周辺地域に圧迫感や威圧感を与えないよう、陰影効果を考慮して、表面の形状や色彩・素材等を工夫します。また、むき出しとなった配管類は、本体と同色の塗装を施したり、道路から見えにくいところにまとめることで、雑然とした印象を軽減します。

色彩については、P10～12「(1) 建築物の建築など 4) 色彩」を参照してください。

## ③ 緑化など

施設の規模、形状に合わせ、修景緑化を積極的に施します。

敷地の外周部は、道路から容易に望見できないよう、遮へい性の高い生垣等で緑化します。また、常緑の中・高木を取り入れた緑化により、1年を通して修景の効果が上がるよう、配慮します。

緑化については、P14「(1) 建築物の建築など 6) 敷地の緑化措置」を参照してください。

樹木の保全については、P15「(1) 建築物の建築など 7) 樹木等の保全措置」を参照してください。

7) メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート  
その他これらに類する遊戯施設

| 景観形成基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 解説 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| <p>i 敷地境界線から極力後退します。</p> <p>ii 原則として、工作物の外壁は、湖岸道路から10m以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地又は汀線から10m以内の敷地にあつては汀線から10m以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2m以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から10m以上後退します。</p>                                                                                                                                                                                    | ①  |
| <p>iii すっきりした形態及び意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、周辺景観に調和するものとします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | ②  |
| <p>iv 汀線、湖岸及び湖岸道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めます。</p> <p>v 敷地内に生育する樹林は、保存するよう努めます。やむを得ず伐採するときは、必要最小限にとどめます。</p> <p>vi 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かすよう配慮します。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、その周辺に移植するよう努めます。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復を図ります。</p> <p>vii 敷地内に生育するヨシ原等は、保存するよう努めます。</p> <p>viii 敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行います。</p> <p>ix 植栽は、現存植生を考慮し、周辺環境と調和する樹種とします。</p> | ③  |

▶ 解説 ① 敷地内における位置

P 4～7 「(1) 建築物の建築など 1) 敷地内における位置」を参照してください。

② 形態・意匠・色彩

あえて特徴的な景観をデザインする場合においても、周辺景観とのバランスに配慮します。

③ 緑化など

これらの施設は、周辺の景観と調和しにくく、形態・意匠・色彩の面から特殊な景観となることから、周辺景観に与える影響を和らげるため、できる限り遮へいに努めるとともに、積極的な修景緑化等を行います。

これらの施設には、観覧車等の眺望を目的とした施設や相当の高さを有する施設等、遮へいが不可能な施設もあるため、施設外周部にボリュームのある緑化措置を講じることによって、周辺の景観からの突出感を緩和します。

遊園地等においては、施設の用途上、さまざまな種類の樹木が植栽されることが予想されますが、敷地境界線に面した部分と湖岸や湖岸道路に接する部分については、特に現存植生に配慮したものとします。



緑化については、P14 「(1) 建築物の建築など 6) 敷地の緑化措置」を参照してください。  
樹木の保全については、P15 「(1) 建築物の建築など 7) 樹木等の保全措置」を参照してください。

- 8) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設・石油、ガス、LPG、穀物、飼料などを貯蔵する施設その他これらに類する施設

| 景観形成基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 解説 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| i 敷地境界線から極力後退します。<br>ii 原則として、工作物の外壁は、湖岸道路から10m以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地又は汀線から10m以内の敷地にあつては汀線から10m以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2m以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から10m以上後退します。                                                                                                                                                                | ①  |
| iii すっきりした形態及び意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、周辺景観に調和するものとします。                                                                                                                                                                                                                                                                          | ②  |
| iv 汀線、湖岸及び湖岸道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めます。<br>v 敷地内に生育する樹林は、保存するよう努めます。やむを得ず伐採するときは、必要最小限にとどめます。<br>vi 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かすよう配慮します。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、その周辺に移植するよう努めます。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復を図ります。<br>vii 敷地内に生育するヨシ原等は、保存するよう努めます。<br>viii 常緑の中・高木を主体とする樹木により、施設の規模に応じた修景緑化を図ります。<br>ix 植栽は、現存植生を考慮し、周辺環境と調和する樹種とします。 | ③  |

#### ▶ 解説 ① 敷地内における位置

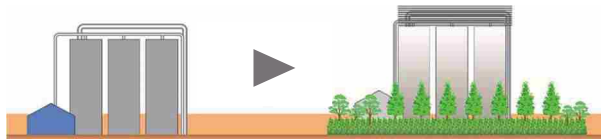
景観重点地区内では、当該工作物等は、周辺の景観に圧迫感や威圧感を与えることがないよう、できる限り敷地境界線から後退し、後退空地には緑化を図ります。特に道路等の公共用地から見えないように設置し、威圧感・圧迫感を軽減するだけでなく、ゆったりとした沿道景観としてください。

P4～7「(1) 建築物の建築など 1) 敷地内における位置」を参照してください。

#### ② 形態・意匠・色彩

これらの工作物の壁面は、周辺地域に圧迫感や威圧感を与えないよう、陰影効果に配慮します。また主となる構造や施設に附属するむき出しとなった配管類やコンベアー類は、構造体そのものの形態を見直したり、道路から見えにくいところへの配置、ルーバーの取り付け、本体と同色の塗装等の景観的处理を行うことで、できる限りすっきりとした印象となるよう配慮します。

色彩についてはP10～12「(1) 建築物の建築など 4) 色彩」を参照してください。



#### ③ 緑化など

緑化については、P14「(1) 建築物の建築など 6) 敷地の緑化措置」を参照してください。

樹木の保全については、P15「(1) 建築物の建築など 7) 樹木等の保全措置」を参照してください。

## 9) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）

| 景観形成基準                                                                                                                               | 解説 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| i 鉄塔は、原則として、景観重点地区内には設置しません。やむを得ず設置する場合には、整理統合を図ります。<br>ii 電柱は、整理統合を図るとともに、目立たない配置とするよう努めます。<br>iii 電柱は、原則として、湖岸沿い及び樹林の生育域内には配置しません。 | ①  |
| iv 形態の簡素化を図ります。<br>v 色彩は、落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ります。                                                                                      | ②  |
| vi 鉄塔の基部周辺は、修景緑化に努めます。                                                                                                               | ③  |

### ▶ 解説 ① 位置

鉄塔は、すっきりとした湖岸の風景を保持するため、原則として景観重点地区内、湖岸、湖岸道路に沿っての設置を避けます。

やむを得ず設置するときは、地下埋設とします。技術的、経費的、都市の成熟度等の観点から、地下埋設が困難な場合は、景観上大きな影響を与えないように、極力整理統合を図り、できる限り数を減らすなど配慮します。

電柱等は、鉄塔と同様に、原則として湖岸沿い及び樹林の生育域内への設置を避けます。これは、湖岸の施設等への供給のための部分的な配線は含みません。やむを得ず設置を要するときは、原則として地下埋設とします。

地上に設置する場合は、電柱配置は計画的、総合的に考え、できる限り数を減らすように努めるとともに、宅地背面等に設置するなど、できる限り目立ちにくくします。

### ② 色彩等

送電線鉄塔が林立することにより雑然とした景観とならないよう、形態の簡素化を図ります。

色彩は、周辺との調和に配慮した落ち着いた色彩とし、季節による周辺の色の変化を考慮して色調を決めます。

鉄塔等のフレーム状の形態をもつ工作物の色彩は、山間部等緑の自然豊かな地域においては焦げ茶色や暗緑色、立体的な背景の少ないところにある場合は天空になじませるためグレー系の亜鉛メッキした後にリン酸処理を施し、くすんだ外観とすることを基本とします。

また、亜鉛メッキの光沢を抑えるため、耐候性鋼材を使用してメッキを省略するなどの対応も考えられます。

### ③ 緑化

建築物等の密度が比較的高い地域においては、周辺に与える威圧感や無機質な印象を軽減させるため、送電鉄塔の基部周辺をできる限り緑化します。

植栽は、現存植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とします。



周辺景観や足元の緑地景観に配慮し、焦げ茶色の外観色彩としている例



基部の緑化により鉄塔のもつ圧迫感を軽減させ、周辺景観との調和を図った例

### (3) 開発行為など

#### 1) 開発行為

##### 景観形成基準

##### 法面等の修景

- i 造成等においては既存樹木を保存するよう配慮します。
- ii 造成等に係る切土及び盛土に伴い生じた法面には適切な植栽を行います。
- iii 擁壁等の構造物を設ける場合にあっては、次に掲げる措置を講じます。
  - a 湖岸及び湖岸道路に面して設けるものにあつては、極力低いものとします。
  - b 石材等の自然素材を用います。ただし、これにより難い場合はこれを模したのものを用います。これらの素材を用いることができない場合は、壁面の緑化、構造物前面の植栽等による修景措置を講じます。なお、琵琶湖及び内湖の水面に面して設けるものにあつては、多孔質な構造とするなど生物の生息環境に配慮したものとするよう努めます。
  - c 地域の景観を特徴づける擁壁等の構造物が残されている近傍では、その様式、材料等を継承し、地域的な景観の創出に努めます。
- iv 駐車場を設置する場合にあっては、湖岸及び湖岸道路から望見できないよう、敷地外周部等に修景緑化を行うなどの措置を講じます。

##### その他

- i 当該開発行為の区域において継続的な景観形成ができるよう、地区計画、景観協定、建築協定及び緑地協定等を定めるように努めます。

#### ▶ 解説

敷地境界線からできる限り多く後退するとともに、敷地外周部に遮へい措置を施します。造成等を伴う開発行為の多くは地形を大きく改変するため、景観に大きな影響を与えるものです。

造成等に伴って生じた法面に適切な植栽を行うことにより、土砂の流出や法面の崩壊を防ぐとともに、緑豊かな景観を形成します。

湖岸や湖岸道路に面する部分にあっては、駐車場の設置により景観の連続性がとぎれないよう、敷地外周部を積極的に緑化します。

##### <法面勾配と樹木の関係>

法面の緑化を行う際は、あらかじめそれに見合った法勾配や植栽地盤の造成が必要です。勾配ごとに植栽可能な樹木の目安は以下のとおりです。

出典：造園施工管理 技術編

| 勾配                               | 断面パターン | 植栽可能樹木         |
|----------------------------------|--------|----------------|
| 1 : 1.5<br>(66.6%)<br>(33° 40' ) |        | 地被<br>芝        |
| 1 : 1.8<br>(55%)<br>(29° 3' )    |        | 地被<br>低木       |
| 1 : 3<br>(33.3%)<br>(18° 30' )   |        | 地被<br>低木<br>中木 |
| 1 : 4<br>(25%)<br>(14° 00' )     |        | 地被・低木<br>中木・高木 |

緑化については、P14「(1) 建築物の建築など 6) 敷地の緑化措置」を参照してください。  
樹木の保全については、P15「(1) 建築物の建築など 7) 樹木等の保全措置」を参照してください。  
擁壁については、P19「(2) 工作物の建設など 3) 擁壁」を参照してください。

## 2) 木竹の伐採

### 景観形成基準

- i 伐採は、小規模にとどめます。
- ii 湖岸又は湖岸道路から望見できる樹姿又は樹勢が優れた樹木は、伐採せず、その周辺に移植するよう努めます。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復を図ります。
- iii 高さ10m以上又は枝張り10m以上のものは、伐採しないよう努めます。
- iv 一団となって生育する樹林は、景観及び生態的な連続性を途切れさせないように考慮します。
- v 伐採を行った場合は、その周辺環境を良好に維持できるよう、林縁部への低・中木の植栽、けもの道等の生物の移動路の確保等の必要な代替措置を講じます。

▶ **解説** 樹木は、景観形成を図るうえで重要な要素であり、長い年月をかけて育まれた、地域の重要な資源・財産ともいえます。

伐採が周辺の景観に与える影響は大きく、また樹木の成長には年月がかかることから、伐採は、できるだけ小規模に留めることが重要です。高さや樹冠幅が10m以上の大きな樹木は、原則として伐採しないものとします。

特に、道路から見える樹姿又は樹勢が優れた樹木で、その地域のランドマークやシンボルとして景観的に重要な役割を果たしていると認められるものについては、その周辺への移植を検討します。やむを得ず伐採を行った場合は、その周辺景観が良好に維持できるように補完措置や代替措置を講じます。

一団となって生育する樹林は、重要な景観構成要素であるだけでなく生物の生息環境としても重要なものです。

伐採を検討するにあたっては、周辺景観への影響に配慮するとともに、事前に樹木の樹種、樹齢、樹形等の価値を調査・検討を行うものとします。合わせて周辺に生息する植物や生き物の状況を調査し、周辺の生態系に影響を与えないよう、十分配慮します。

#### <開発による自然環境への影響を緩和する手法（ミチゲーション）>

|     |                                        |
|-----|----------------------------------------|
| 回 避 | 特定の行為あるいはその一部を行わないことにより、影響全体を回避する。     |
| 最小化 | 行為とその実施において、程度と規模を制限することにより、影響を最小化する。  |
| 矯 正 | 影響を受けた環境を修復、回復、又は改善することにより、影響を矯正する。    |
| 軽 減 | 保護・保全活動を行うことにより、事業期間中の影響を軽減・除去する。      |
| 代 償 | 代替の資源や環境で置換、あるいはこれらを提供することにより、影響を代償する。 |

ミチゲーションの方法を検討する順序としては、まず自然環境への影響をできる限り「回避」、「最小化」することを考えます。その上でやむを得ず損なわれる環境については「矯正」、「軽減」による対応を考えます。「代償」は最後の手段です。

出典：土木ミニ知識 Vol.83 February 1998 ((社) 土木学会)

## 3) 屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積

| 景観形成基準                                                                                                                                                                                                                                                                 | 解説 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| i 敷地境界線から極力後退するとともに、既存樹林を保存するよう努めます。<br>ii 原則として、湖岸道路から2 m以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地又は汀線から10m以内の敷地にあつては汀線から10m以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2 m以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から2 m以上後退します。                                                                                             | ①  |
| iii 遮へい措置を要するものにあつては、その集積又は貯蔵の高さは、当該遮へい措置に見合った高さまでとします。<br>iv 事業所における原材料・製品、スクラップ等、又は建設工事等における資材等の集積又は貯蔵にあつては、外部から容易に望見できないよう敷地外周部に遮へい措置を講じます。特に湖又は湖岸道路に面する部分にあつては、常緑の中・高木等で遮へい措置を講じます。<br>v 農林水産品置場、商品の展示場、ヨット・ボートヤード等にあつては物品を整然と集積又は貯蔵するとともに、必要に応じ、敷地外周部に修景のため植栽します。 | ②  |
| vi 敷地内に生育する樹林は、保存するよう努めます。やむを得ず伐採するときは、必要最小限にとどめます。<br>vii 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かすよう配慮します。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、その周辺に移植するよう努めます。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復を図ります。<br>viii 敷地内に生育するヨシ原等は、保存するよう努めます。<br>ix 植栽は、現存植生を考慮し、周辺環境と調和する樹種とします。                                | ③  |

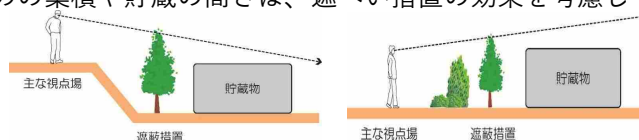
## ▶ 解説 ① 敷地内における位置

P 4～7 「(1) 建築物の建築など 1) 敷地内における位置」を参照してください。

## ② 形態

遮へい措置に見合った高さとは、十分に遮へいの効果が発揮できる高さをいいます。周辺の地形や視点場の位置に合わせ、効果的な遮へい措置を講じる必要があります。

遮へい措置を要するものの集積や貯蔵の高さは、遮へい措置の効果を考慮して、できる限り抑えます。



屋外における物品の集積、貯蔵のうち、事務所における原材料・製品、スクラップ等や建設工事等における資材等、雑然とした印象を与えるものの集積又は貯蔵については、道路又はその他の公共の場から容易に望見できないよう、敷地境界線からできる限り多く後退するとともに、敷地外周部に遮へい措置を施します。

特に、湖又は湖岸道路に面する部分については、周辺の景観との調和を図るとともに、緑豊かな景観の形成をはかるため、樹木により遮へいします。

樹木の選定にあたっては、堆積物の規模に合わせるとともに、常緑の中・高木を取り入れた修景緑化により、1年を通して修景の効果が上がるよう配慮します。

田園の稲架のように地域の風景を特徴づける農林水産物や、人に見せるための商品の展示場等の集積・貯蔵を行う場合は、その目的等に配慮しながら整然と集積又は貯蔵します。さらに周辺の景観を考慮し、必要に応じて修景緑化を行います。

## ③ 緑化など

緑化については、P 14 「(1) 建築物の建築など 6) 敷地の緑化措置」を参照してください。樹木の保全については、P 15 「(1) 建築物の建築など 7) 樹木等の保全措置」を参照してください。

#### 4) 鉱物の掘採又は土石の採取

##### 景観形成基準

- i 湖岸及び湖岸道路から望見できないよう、常緑の中・高木による遮へい措置を講じます。
- ii 跡地の整正を行うとともに、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木及び中・高木の植栽等必要な緑化措置を講じます。

▶ **解説** これらの行為が行われる場所は、その期間中、雑然としたものになりやすいため、景観重点地区の湖岸や湖岸道路に面する部分にあっては、外部からできる限り望見できないよう、樹木によって遮へいを行います。

四季を通じて遮へいの効果を保つとともに、緑豊かな湖岸や湖岸道路景観とするため、常緑の中・高木を用います。

これらの行為の跡地は、荒地化等、雑然とした景観とならないよう、整正するとともに、周辺の景観に配慮した緑化措置を講じます。

緑化についてはP14「(1) 建築物の建築など 6) 敷地の緑化措置」を参照してください。

#### 5) 水面の埋立て又は干拓

##### 景観形成基準

##### 解説

- |                                                                                                                      |   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| i 護岸は、石材等の自然素材を用います。ただし、これにより難しい場合はこれを模したものとし、必要に応じ親水性のある形態となるよう配慮します。なお、構造については、多孔質な構造とするなど生物の生息環境に配慮したものとするよう努めます。 | ① |
| ii 埋立て後の土地（法面を含む。）にあっては、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木及び中・高木の植栽等の必要な緑化措置を講じます。                                                      | ② |

##### ▶ 解説 ① 形態・素材

護岸は、周辺の自然景観との一体感・連続性に配慮し、自然素材を用います。法面が生じる場合は、芝張り等により緑化します。

また、必要に応じて親水性のある、水とのふれあいが可能な形態とします。

護岸の検討にあたっては、周辺に生息する植物や生き物の状況を調査し、生態系に影響を与えないよう、構造を自然に近い多孔質なものとするなど、十分配慮します。

また、構造については、自然石積みや多孔質構造のブロックを使用するなど、生物の生息環境に配慮します。

形態・素材については、P19～20「(2) 工作物の建設など 3) 擁壁」を参照してください。



生息環境に配慮した多孔質な石積み湖岸

##### ② 緑化

緑化については、P14「(1) 建築物の建築など 6) 敷地の緑化措置」を参照してください。

## 6) 土地の開墾その他の土地の形質の変更

## 景観形成基準

- i 樹姿又は樹勢が優れた樹木、樹林若しくはヨシ原等がある場合は、保存するよう努めます。
- ii 造成等に係る切土及び盛土の量は、少なくするとともに、法面整正は土羽によるものとします。やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合にあっては、必要最小限のものとします。
- iii 法面が生じる場合にあっては、周辺景観及び周辺環境に配慮し、芝、低木及び中・高木の植栽等の必要な緑化措置を講じます。
- iv 駐車場を設置する場合にあっては、敷地外周部に修景緑化を行うとともに、内部空間においても中・高木を取り入れた修景緑化を行い、単調な空間とならないよう配慮します。ただし、これにより難しい場合には、湖岸及び湖岸道路から望見できないよう、植栽による遮へい措置を講じます。

▶ 解説 景観や環境への影響を考慮し、造成等に係る切土及び盛土の量はできる限り少なくします。

法面が生じる場合は、視覚的につながりをもたせ、一体となった景観形成ができるよう、整正は土羽（コンクリート等で保護していない土の部分）とします。土羽の部分は、湖岸に緑のうるおいを与えるため、芝張り等により積極的に緑化します。

土質等により構造物が必要であるなど、やむを得ず擁壁を設置する場合は、必要最小限に抑え、原則として石材等の自然素材を用いた構造物とします。

やむを得ず自然素材とできない場合は、これを模したものを用います。

樹木やヨシ原の保全については、P15「(1) 建築物の建築など 7) 樹木等の保全措置」を参照してください。

法面等の修景については、P28「(3) 開発行為など 1) 開発行為」を参照してください。

## (4) 太陽光発電設備等の建設など

### 1) 地上設置の太陽光発電設備等

| 景観形成基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 解説 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| <b>共通事項</b><br>i 太陽電池モジュール等は、黒色又は濃色若しくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとします。<br>ii 附属設備は、周辺景観と調和した色彩とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                  |    |
| <b>地上に設置する平面的に並べるもの（平面型）</b><br>i 敷地境界線から極力後退します。<br>ii 敷地内に生育する樹林は保存するよう努めます。やむを得ず伐採するときは、必要最小限にとどめます。<br>iii 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かすよう配慮します。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、その周辺に移植するよう努めます。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復を図ります。<br>iv 敷地内に生育するヨシ原等は、保存するよう努めます。<br>v 敷地外周部は、生垣等で緑化し、公共空間から容易に望見できないようにします。<br>vi 常緑の中・高木を取り入れた樹木により修景緑化を図り、最上部は、修景植栽の高さより低くします。<br>vii 植栽は、現存植生を考慮し、周辺環境と調和する樹種とします。 | ①  |
| <b>地上に設置する支柱上に設けるもの（支柱型）</b><br>i 周辺に与える威圧感及び突出感を軽減し、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線から極力後退します。<br>ii すっきりとした形態及び意匠とします。<br>iii 落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ります。<br>iv 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かすよう配慮します。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、その周辺に移植するよう努めます。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復を図ります。<br>v 敷地内に生育するヨシ原等は、保存するよう努めます。<br>vi 周囲への威圧感や突出感を和らげるよう、高さを勘案した樹種及び樹木を選び、植栽位置を考慮します。<br>vii 植栽は、現存植生を考慮し、周辺環境と調和する樹種とします。     | ②  |

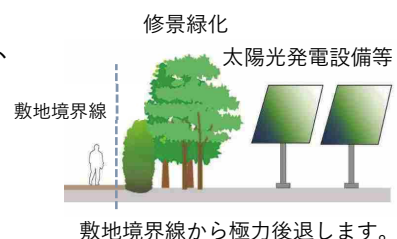
#### ▶ 解説 ① 地上に設置する平面的に並べるもの（平面型）

周囲から太陽光発電設備等が見えにくくなるように、修景緑化を施します。通りに面して緑化を行う場合は、まちなみの連続性に配慮してください。



#### ② 地上に設置する支柱上に設けるもの（支柱型）

周囲から太陽光発電設備等が見えにくくなるように、修景緑化を配置します。通りに面して緑化を行う場合は、まちなみの連続性に配慮してください。

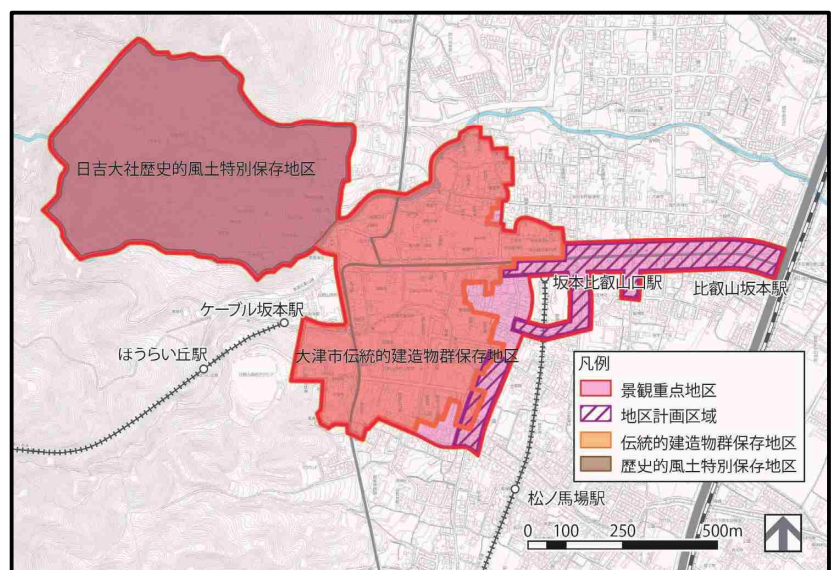




## 2. 坂本景観重点地区

坂本景観重点地区※の区域は、「景観形成実施計画～坂本地区～」の計画対象区域と整合させることを基本とし、上記計画のもと決定された「県道比叡山線沿道地区 地区計画」「坂本四丁目南町地区 地区計画」「坂本明良通り沿道地区 地区計画」及び「坂本伝統的建造物群保存地区」、「日吉大社歴史的風土特別保存地区」を含む範囲を一体的に設定します。

図2 坂本景観重点地区区域図  
坂本景観重点地区の面積：71.49ha



※景観重点地区は、景観計画区域のうち、特に良好な景観形成に取り組むために景観計画に位置づけられた地区を指します。

景観法第61条第1項に規定する景観地区に該当するものではありません。

## 2-1. 景観形成基準

### (1) 建築物の景観形成基準

以下に建築物の景観形成基準を掲載します。工作物等の景観形成基準については景観計画の第3章を参照してください。

|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 敷地内における位置            | i 壁面はまちなみに揃え、大きく後退する場合は、門塀や生垣等でまちなみの連続性に配慮します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 形態・意匠                | i 道路に面する建築物の屋根は切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とし、屋根勾配は極力3/10以上とします。ただし、物置、車庫等の附属物はこの限りではありません。<br>ii 通りに面して軒又は庇を設け、出幅を揃えるなど、まちなみの連続性を乱さないように配慮します。<br>iii 空調機（室外機、ダクト等）は、できるだけ通りから見えにくい場所に設置します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 色彩                   | i 道路に面する建築物の外壁は、茶系統の中間色を基調とします。ただし、自然素材（漆喰、土壁、木、石等）やこれを模したものをを用いる場合はこの限りではありません。道路に面さない建築物の外壁は、けばけばしい色彩を基調とせず、周辺の建築物の色彩との調和を図ります。<br>ii 屋根の色彩は、黒色・濃灰色等の濃暗色とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 素材                   | i 屋根や外壁の素材は、周辺の建築物と調和に配慮した素材を使用します。<br>ii 伝統的な様式の建築物で形成された地区にあっては、周辺の建築物と同様の素材とします。ただし、これにより難しい場合はこれを模した素材とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 敷地の緑化措置              | i 建築物を後退した部分の空間には、高木植栽等の樹木を配置し、通りから塀や生垣越しに緑が見えるように、敷地内の緑地（樹木）の配置に配慮します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 樹木等の保全措置             | i 敷地内に生育する樹林は、保存するよう努めます。やむを得ず伐採するときは、必要最小限にとどめます。<br>ii 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かすよう配慮します。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、その周辺に移植するように努めます。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復を図ります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 太陽光発電設備等の位置・形態・意匠・色彩 | i 太陽光発電設備等を設置する場合においては、太陽電池モジュール等が公共空間から望見しにくい形での設置に努めます。<br>ii 屋根材又は外壁材として一体で設置する場合は、その他の屋根材又は外壁材の意匠について、周辺景観を含めて太陽光発電設備等との調和を考慮します。<br>iii 勾配屋根に別途設置する場合は、太陽電池モジュール等の最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、屋根に密着させます。<br>iv 壁面に別途設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽電池モジュール等がはみ出ないようにします。<br>v 陸屋根に別途設置する場合は、太陽電池モジュール等の最上部をパラベットの高さ以下にし、端部からできるだけ後退したものとします。ただし、これにより難しい場合は、ルーバー等の目隠し措置を講じ、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとします。<br>vi 太陽電池モジュール等は、黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとします。<br>vii 外壁に設置する場合は、他の外壁についても、太陽光電池モジュール等および周辺景観と調和した色彩とします。<br>viii 附属設備は、周辺景観と調和した色彩とします。 |

## 2-2. 景観形成基準の解説

### (1) 建築物の建築など

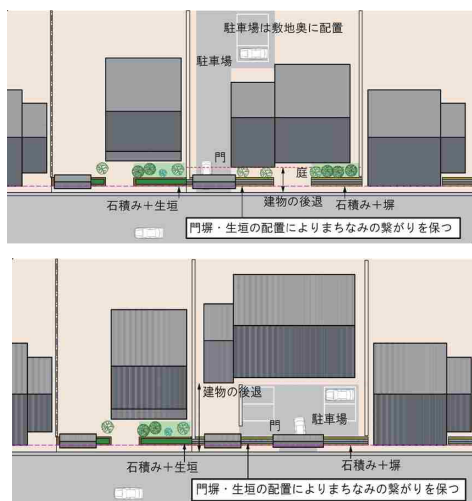
※坂本景観重点地区で届出対象行為を行う場合は、平成 27 年 12 月 28 日に坂本学区まちづくり協議会・大津市が策定した「門前町坂本まちなみ景観形成の手引き・事例集」を参考にしてください。

#### 1) 敷地内における位置

##### 景観形成基準

i 壁面はまちなみに揃え、大きく後退する場合は、門塀や生垣等でまちなみの連続性に配慮します。

- ▶ **解説** 歴史的な町家や社寺等が沿道に立地するような地域やまちなみにあっては、壁面や軒線等を沿道のまちなみに揃えるようにします。やむを得ず壁面線を大きく後退する場合は、道路境界付近に、門塀や生垣等を設けるようにします。



◀◀ 塀や生垣を道路に面して配置する場合は、敷地の入り口の幅を最小限に留め、塀や生垣を廻らすようにします。

◀◀ 駐車場を配置する場合は、敷地奥に配置して通りから見えにくくなるよう配慮します。

◀◀ やむを得ず、通りに面して駐車場を配置する場合は、門・塀の配置により、通りから車が見えにくいように配慮します。



まちなみのつながりを意識させる塀の配置例



穴太衆石積みと生垣、門のある外構の配置例

## 2) 形態・意匠

| 景観形成基準                                                                          | 解説 |
|---------------------------------------------------------------------------------|----|
| i 道路に面する建築物の屋根は切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とし、屋根勾配は極力 3/10以上とします。ただし、物置、車庫等の附属物はこの限りではありません。 | ①  |
| ii 通りに面して軒又は庇を設け、出幅を揃えるなど、まちなみの連続性を乱さないように配慮します。                                | ②  |
| iii 空調機（室外機、ダクト等）は、できるだけ通りから見えにくい場所に設置します。                                      | ③  |

### ▶ 解説 ① 屋根の勾配

勾配屋根は、景観の背景となる山並みや樹木の勾配（角度）をもった輪郭にも調和しており、人々の心に奥深く溶け込んだ日本建築の象徴ともいえます。

建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根をもった地区又は周辺に山稜若しくは樹林がある地区にあっては、両勾配の屋根を設けて周辺景観に配慮します。



- 勾配屋根とは、一定の勾配（傾き）をもった屋根のことです。隣接する建築物の屋根の勾配（傾き）と合わせ、まちなみの連続性に配慮します。
- 屋根の形態は、切妻、寄棟又は入母屋形式にします。



- 切妻屋根や寄棟屋根、入母屋屋根等の造りは、在来建築物の多くに用いられています。和風基調の建築物とも良好に調和する屋根形式です。

### ② まちなみの連続性

通りに面して軒や庇を設け、まちなみの連続性を損なわないように配慮します。



### ③ 空調機を見えにくくする工夫

やむを得ず空調機等を道路に面して設置する場合は、機器等周囲に木製格子を設置するなど、建築物本体との調和に配慮します。



## 3) 色彩

## 景観形成基準

- i 道路に面する建築物の外壁は、茶系統の中間色を基調とします。ただし、自然素材（漆喰、土壁、木、石等）やこれを模したものをを用いる場合はこの限りではありません。道路に面さない建築物の外壁は、けばけばしい色彩を基調とせず、周辺の建築物の色彩との調和を図ります。
- ii 屋根の色彩は、黒色・濃灰色等の濃暗色とします。

## ▶ 解説

道路に面する建築物の外壁は、茶系統を基調とした中間色とするため、使用できる色相は R, YR, Y のみとし、これ以外の色相は、原則として避けるものとします。彩度は 3 以下、明度は 3～6 の値の範囲内とします。ただし、伝統素材や白漆喰や白漆喰の外観に近い塗装色は適用除外とします。

道路に面していない建築物においても、けばけばしい色彩を基調とせず、明度 3～8、彩度 2 以下とし、周辺の建築物の色彩との調和を図ります。

| 色相 | R, YR, Y |
|----|----------|
| 明度 | 3～6      |
| 彩度 | 3 以下     |

道路に面する建築物の外壁に使用できる色彩

## 屋根・建具の材料や色彩



和瓦葺きの例

- 屋根材の色彩は、いぶし銀色の黒色系色彩のものを使いましょう。



- 吹付けやサイディング等の外壁は、塗装色により、土壁風や漆喰風にすることができます。



- 伝統的な町家に見られる木製格子。これらの伝統的な意匠と調和するような建具の意匠にしましょう。



- 木製格子で覆った窓の仕上げ例。窓や扉にアルミサッシを用いる際は茶系暗褐色にしましょう。

## ▶▶ なお、以下の場合で、周辺の景観に調和するものは、この限りではありません。

- ・伝統素材や白漆喰や白漆喰の外観に近い塗装色で明度値が高い場合。
- ・弁柄、石材等、地域固有の素材（主として自然素材）や、これを模したものを使用する場合。（弁柄色：8 R3.5/7）
- ・橋梁等で地域とのなじみが深く、地域のイメージの核となっていたり、ランドマークとなっているもの。
- ・地区計画や面的開発の区域等を対象に、一定の広がりの中で地域特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合。

## 参 考

- 弁柄色（べんがらいろ） 土から取れる成分（酸化鉄）で紅殻、弁柄とも呼ばれ、語源はインドのベンガル地方より伝来したことからそう呼ばれている。防虫、防腐の機能性を有した、暗い赤みを帯びた茶色の塗リ材として建築物の外観に用いられてきた。

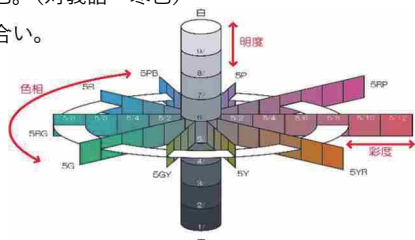
- 暖色 暖かい感じを与える色。赤・橙・黄の系統の色。（対義語→寒色）

- 彩度・明度 彩度は色の鮮やかさ、明度は色の明るさの度合い。

- （色彩の3属性） 色相と合わせて色の三属性という。

- 例：マンセル値 5YR 3/2 は、色相 5YR、明度 3、彩度 2。

**5 YR 3 / 2**  
色相 明度 彩度



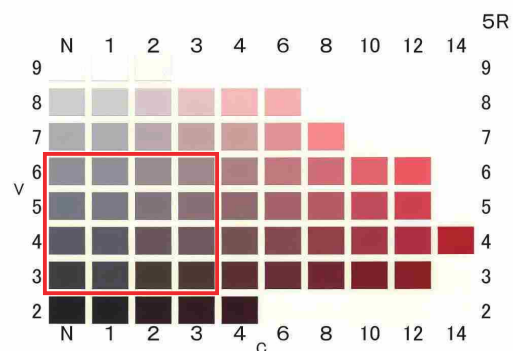
## ▶▶使用可能な色の範囲（道路に面する建築物）

色彩の数は無限ともいえますが、ここでは参考として J I S（日本工業規格）に定められた基本色相（マンセルの主要10色相）における等色相面を用いて、使用可能な色の範囲を示しています。

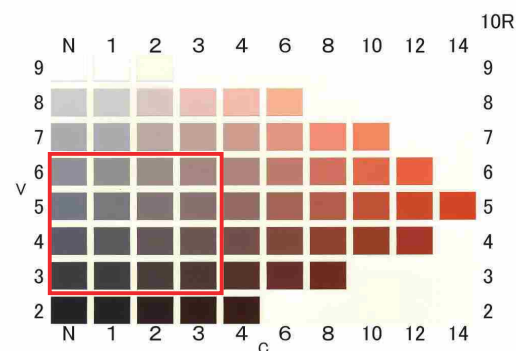
赤枠内が建築物等の外壁の使用可能範囲です。

下図は印刷によるもので、正確な色ではないため、実際の色は色票により確認してください。

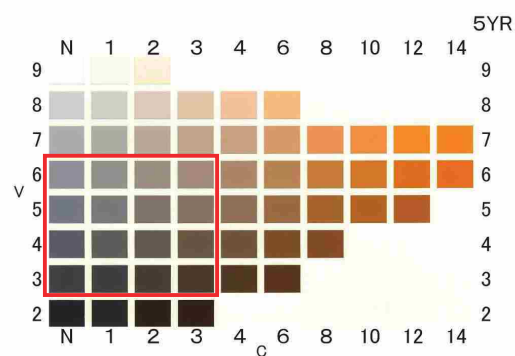
5R



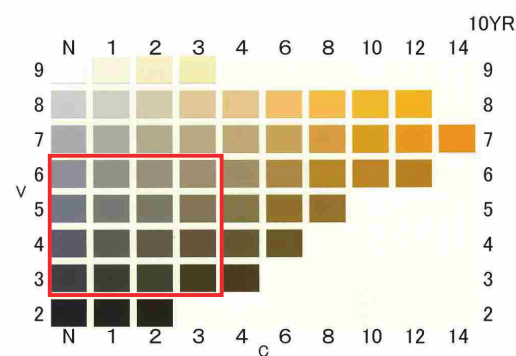
10R



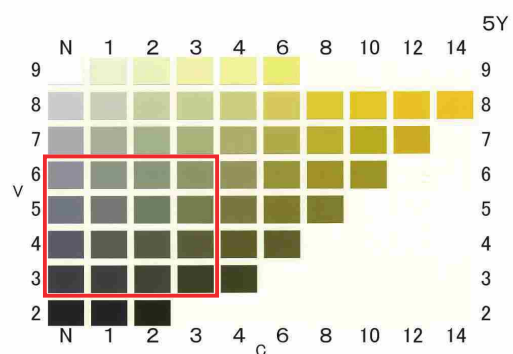
5YR



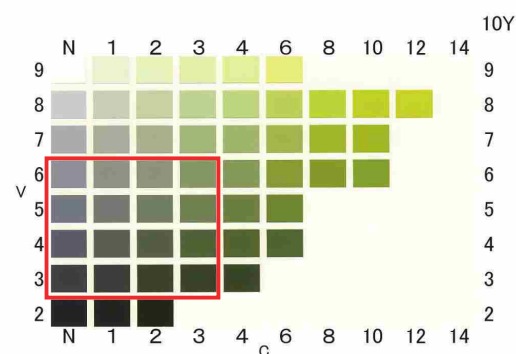
10YR



5Y



10Y



※GY、G、BG、B、PB、P、RP は使用できません。使用可能な色相については、P38をご確認ください。

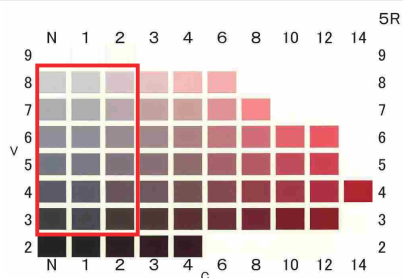
## ▶▶使用可能な色の範囲（道路に面さない建築物）

色彩の数は無限ともいえますが、ここでは参考として JIS（日本工業規格）に定められた基本色相（マンセルの主要 10 色相）における等色相面を用いて、使用可能な色の範囲を示しています。

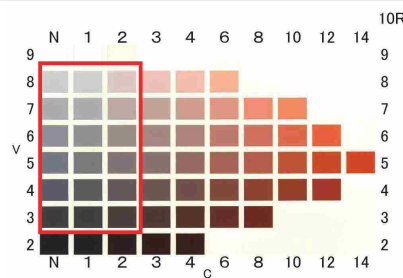
赤枠内が建築物等の外壁の使用可能範囲です。

下図は印刷によるもので、正確な色ではないため、実際の色は色票により確認してください。

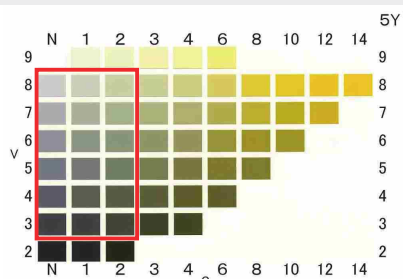
5R



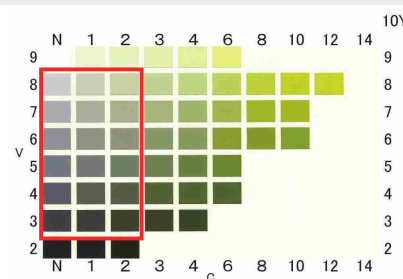
10R



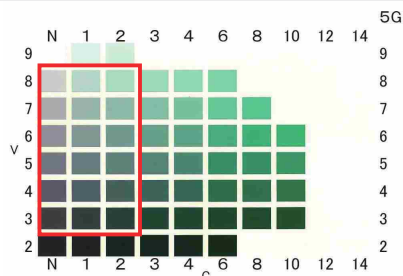
5Y



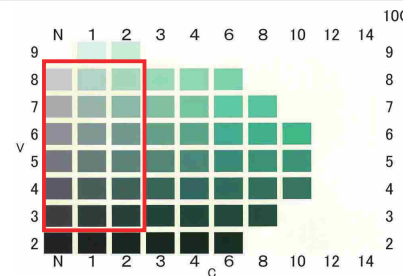
10Y



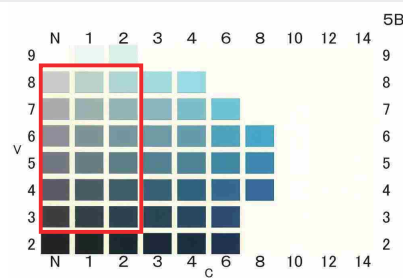
5G



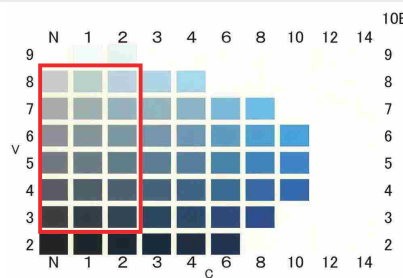
10G



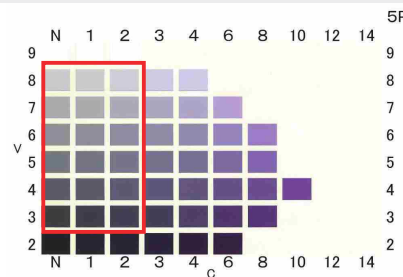
5B



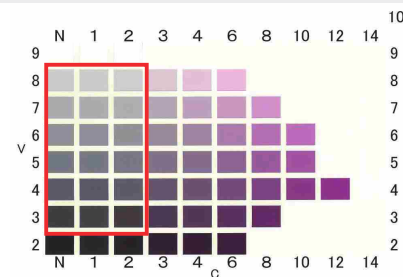
10B

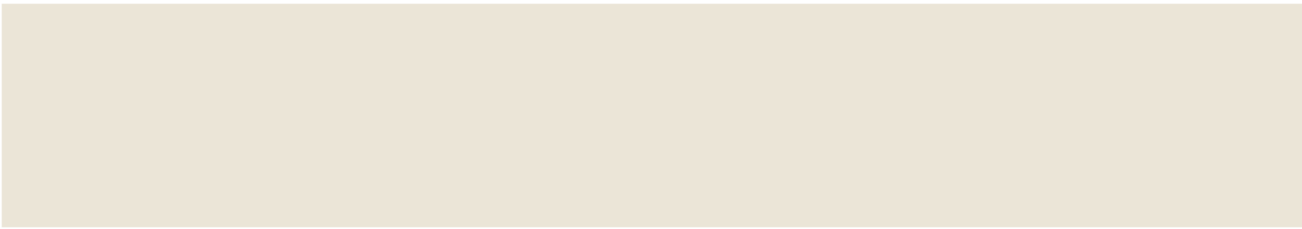


5P

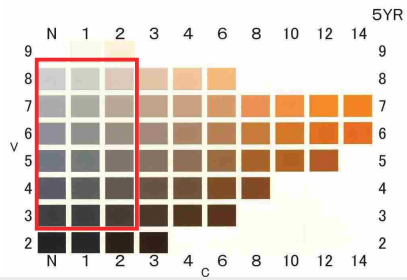


10P

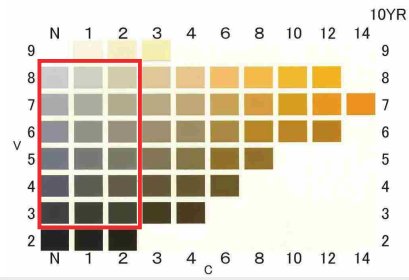




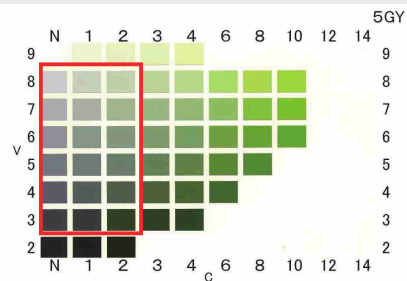
5YR



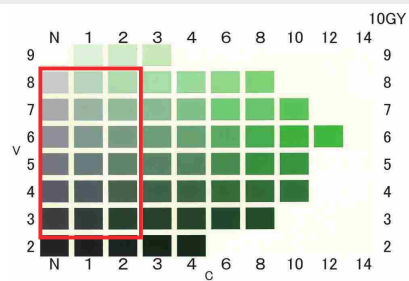
10YR



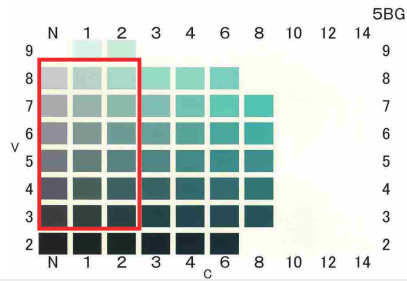
5GY



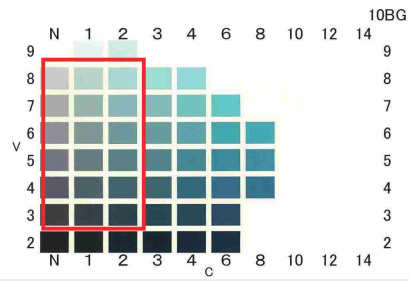
10GY



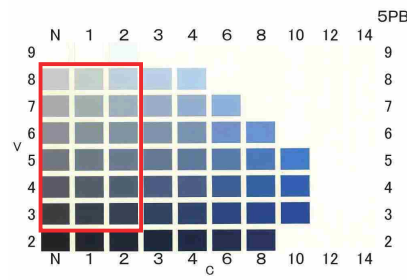
5BG



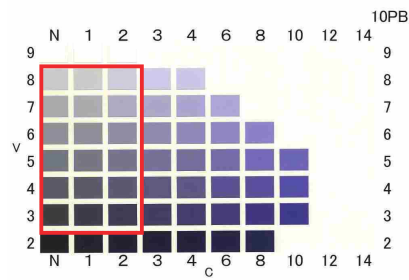
10BG



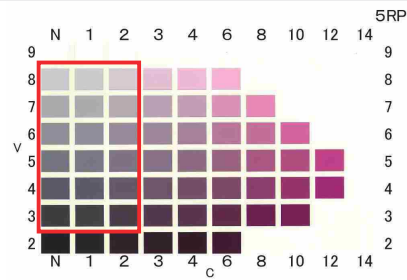
5PB



10PB



5RP



10RP



## 4) 素材

## 景観形成基準

- i 屋根や外壁の素材は、周辺の建築物と調和に配慮した素材を使用します。
- ii 伝統的な様式の建築物で形成された地区にあっては、周辺の建築物と同様の素材とします。ただし、これにより難しい場合はこれを模した素材とします。

▶ 解説 建築物の外壁や塀等の外構部の素材は、建築物そのものの印象や周辺のまちなみ景観に大きな影響を与えるものです。

特に歴史的な景観を有する地域では、古くから身近にある石や木等の自然素材による建築物等が地域の景観を特徴づけています。

伝統的な様式の建築物で形成された地区にあっては、歴史的な景観に配慮するため、屋根は勾配屋根とし和瓦葺きとします。また、外壁の素材は、原則として周辺の伝統的建築様式に応じた自然素材を用います。やむを得ず自然素材以外の素材を使用する場合は、その質感や色彩等、周辺の伝統的建築様式や背景となる景観との調和に十分配慮します。



和瓦葺きの例



白漆喰や腰板張りの様式を良好に残している例



白漆喰や腰板張りの様式を良好に残している例



白漆喰や格子戸等の様式を良好に残している例



石、板等の自然素材による塀等を連続させている例



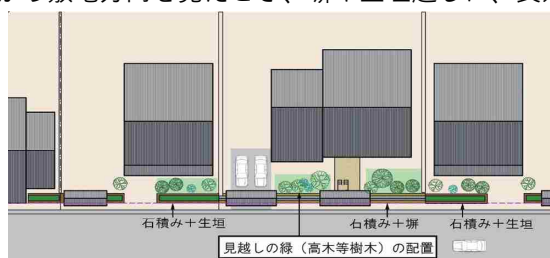
地域を特徴づける土塀を維持・保全している例

## 5) 敷地の緑化措置

### 景観形成基準

i 建築物を後退した部分の空間には、高木植栽等の樹木を配置し、通りから塀や生垣越しに緑が見えるように、敷地内の緑地(樹木)の配置に配慮します。

▶ 解説 沿道から敷地方向を見たとき、塀や生垣越しに、良好な緑の配置となるよう配慮します。



◀見越しの緑として使われている主な樹種(高木)は、サルスベリ、クロマツ、サクラ等です。また、生垣に用いられている主な樹種(低木)は、イヌツゲ、カナメモチ等です。



門塀越しに緑を見せている例



敷際に生垣、敷地内に緑を配置している例



塀越しに緑を見せている例



塀越しに緑を見せている例



敷際に生垣、敷地内に大径木を配置している例



敷地際に生垣を配置して、緑化している例

## 6) 樹木等の保全措置

## 景観形成基準

- i 敷地内に生育する樹林は、保存するよう努めます。やむを得ず伐採するときは、必要最小限にとどめます。
- ii 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かすよう配慮します。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、その周辺に移植するように努めます。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復を図ります。

▶ **解説** 敷地内に既存の樹木がある場合は、その樹木をできる限り修景に活かせるよう建築物等の配置を検討します。樹姿又は樹勢が優れた樹木の保存が難しい場合は、できる限り周辺に移植し、樹勢の回復を図ってください。



桜の大径木を良好に保存している例



日吉馬場の桜並木

## 7) 太陽光発電設備等の位置・形態・意匠・色彩

| 景観形成基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 解説 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| <p>i 太陽光発電設備等を設置する場合においては、太陽電池モジュール等が公共空間から望見しにくい形での設置に努めます。</p> <p>ii 屋根材又は外壁材として一体で設置する場合は、その他の屋根材又は外壁材の意匠について、周辺景観を含めて太陽光発電設備等との調和を考慮します。</p> <p>iii 勾配屋根に別途設置する場合は、太陽電池モジュール等の最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、屋根に密着させます。</p> <p>iv 壁面に別途設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽電池モジュール等がはみ出ないようにします。</p> <p>v 陸屋根に別途設置する場合は、太陽電池モジュール等の最上部をパラペットの高さ以下にし、端部からできるだけ後退したものとし、ただし、これにより難しい場合は、ルーバー等の目隠し措置を講じ、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとし、</p> | ①  |
| <p>vi 太陽電池モジュール等は、黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとし、</p> <p>vii 外壁に設置する場合は、他の外壁についても、太陽電池モジュール等および周辺景観と調和した色彩とします。</p> <p>viii 附属設備は、周辺景観と調和した色彩とします。</p>                                                                                                                                                                                                                                            | ②  |

### ▶ 解説 ① 設置する位置など

- ・ 前面道路等から見えにくい配置にします。
- ・ 屋根に設置する場合は、屋根と一体的に見えるように配置し、棟を超えないようにします。



- ・ 外壁の幅よりはみ出さないように設置します。



### ② 色彩

- ・ 設置する屋根材の色彩になじませるように濃灰色や黒色等にします。



黒色のパネルにして屋根材になじませている例

## (2) 工作物の建設など

### 1) 垣、柵、塀（建築物に附属するものを含む。）その他これらに類するもの

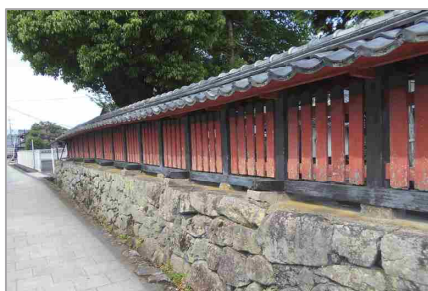
| 景観形成基準                                | 解説 |
|---------------------------------------|----|
| i 周辺景観及び敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態及び意匠とします。 | ①  |
| ii 道路に面するものにあつては、樹木（生垣）等を用いるよう努めます。   | ②  |
| iii けばけばしい色彩を避け、周辺景観との調和が得られるものとします。  | ③  |

#### ▶ 解説 ① 形態・意匠

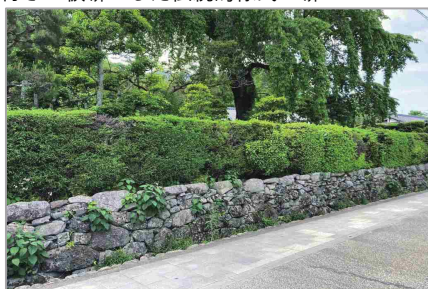
垣、柵等は、できる限り周辺景観に調和し、まちなみにまとまりとるおいを与えることのできるよう配慮します。

敷地内に庭等がある場合は、外部から敷地内が少し見えるようにしたり、垣、柵越しに敷地内の豊かな緑を感じることができるようにするなど、敷地と道路が一体的に感じられるよう配慮します。道路沿いに垣、柵等を設ける場合は、できる限り周辺景観に調和し、良好な景観の形成に寄与できる形態・意匠とします。

形態・意匠についてはP37「(1) 建築物の建築など 2) 形態・意匠」を参照してください。



伝統的な穴太衆積み石垣を基壇部に設け、瓦付きの板塀とした伝統的様式の塀



穴太衆積み石垣と生垣を組み合わせ、邸内の植栽と調和し、豊富な緑を有するまちなみの印象を高めている例



まちなみに調和する意匠の塀を設けている例



坂道に沿って雁行した美しい塀の形態

## ② 素材

道路に面する垣、柵等については、周辺の景観との調和を図るとともにうるおいのある沿道景観を形成するため、できる限り樹木を活用したものとします。

生垣は、その形状や樹種の選択により、

- ① 景観構成の強調や背景としての効果
- ② 境界表示
- ③ 侵入防止
- ④ 微気候調節（通風・日照の調節）
- ⑤ 遮へい
- ⑥ 植栽の保温

等の機能を果たすことができます。

スクリーンの美しさ、景観へのなじみの良さは他のものに代えがたいものであることから、効果的に利用できるよう工夫します。



通りに面して生垣を配置している例

### 〈生垣の種類〉

|       |                                                                                                                     |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 外垣    | 庭や建築物の周囲を囲み、境界として、あるいは遮へいの機能をもたせるために作られるもので、高さ 1.5～2.0m の生垣                                                         |
| 高（生）垣 | 境界や遮へいの機能をもつためのものであるが、高さが 3.0～5.0m くらいで、主に防火、防風用に利用される<br>地上から 2.0m くらいは下枝を払い、その上は、竹や丸太で四つ目状あるいは網状に組んで生長枝を誘引して生垣とする |
| 境界垣   | 花壇や芝生地、菜園等を囲む輪郭や区画用に作られる<br>高さは 0.3～1.0m くらいの低い生垣                                                                   |
| 蔓物垣   | 蔓性の植物を金網柵や竹垣、木製の垣や柵等にかからませた生垣                                                                                       |
| 混ぜ垣   | 刈り込みのできる樹種あるいは落葉、常緑の樹種を混植して作る垣                                                                                      |

### 〈生垣に使用する樹種の条件〉

- 1. その土地の自然条件に適していること
- 2. 萌芽力が旺盛で刈り込みに耐えること
- 3. 枝葉が密で下枝が枯れにくいこと
- 4. 病虫害等に強いこと
- 5. 移植、手入れが容易なこと 等

#### 生垣の樹種例

カナメモチ、イヌツゲ等

垣・柵・塀の素材については、P 42「（1）建築物の建築など 4）素材」を参照してください。

## ③ 色彩

垣、柵、塀の色彩については、P 38～41「（1）「建築物の建築など 3）色彩」を参照してください。

## 2) 門（建築物に附属するものを含む。）

## 景観形成基準

- i 周辺景観及び敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態及び意匠とするとともに、落ち着いた色彩とします。

- ▶ 解説 門を設ける際は、できる限り周辺景観に調和し、まちなみにまとまりとうるおいを与えることができるよう配慮します。  
門の瓦屋根と塀の瓦屋根等、調和が感じられるように同色の瓦とするなど、敷地と道路が一体的に感じられるよう配慮します。



石垣と生垣を設けている例



門と築地塀の屋根に統一感をもたせることで、一体感のある外構を造り出している例

形態・意匠、色彩については、P 37・P38「(1)「建築物の建築など 2) 形態・意匠 3) 色彩」を参照してください。

## 3) 擁壁

## 景観形成基準

- i 道路に面して擁壁を設ける場合は、石積み擁壁とします。  
ii 石材等の自然素材を用います。ただし、これにより難しい場合はこれを模したものをを用います。これらの素材を用いることができない場合は、壁面の緑化、構造物前面の植栽等による修景措置を講じます。  
iii 隣接して既存の穴太衆積みの擁壁がある場合は、隣接する石材と同等の材質、色彩とし、外構の連続性に配慮します。

- ▶ 解説 擁壁の素材は、周辺の景観に調和する石材等の自然素材を用いることを基本とします。やむを得ず、天然素材以外の材料を使用する場合は、これを模したものをを用いることで景観との調和を図ります。



穴太衆積みの擁壁



穴太衆積みの擁壁を新設して築地塀を載せている例

- 4) 煙突又はごみ焼却施設・アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの・記念塔、電波塔、物見塔などその他これらに類するもの・高架水槽

| 景観形成基準                                                                                                                                                                                                                                                                            | 解説 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| i 敷地境界線から極力後退します。<br>ii 原則として、工作物の外壁は、道路から2 m以上後退します。                                                                                                                                                                                                                             | ①  |
| iii すっきりした形態及び意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、周辺景観に調和するものとします。                                                                                                                                                                                                                              | ②  |
| iv 道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めます。<br>v 敷地内に生育する樹林は、保存するよう努めます。やむを得ず伐採するときは、必要最小限にとどめます。<br>vi 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かすよう配慮します。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、その周辺に移植するよう努めます。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復を図ります。<br>vii 必要に応じて、常緑の中・高木を取り入れた樹木により修景緑化を図ります。<br>viii 植栽は、現存植生を考慮し、周辺環境と調和する樹種とします。 | ③  |

#### ▶ 解説 ① 敷地内における位置

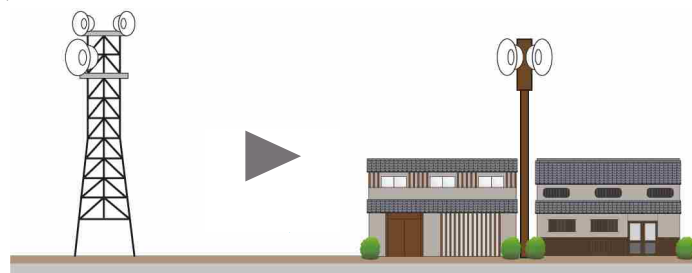
景観重点地区内では、当該工作物等は、周辺の景観に圧迫感や威圧感を与えることがないよう、できる限り敷地境界線から後退します。特に道路等の公共用地から見えないうに設置し、威圧感・圧迫感を軽減するだけでなく、ゆったりとした沿道景観を形成します。

また、同一敷地内に複数の工作物等が設置される場合は、できるだけ1箇所にまとめるよう配慮します。

#### ② 形態・意匠・色彩

工作物の形態・意匠については、周辺景観との調和が得られるよう、機能と構造強度を考慮したうえで、構造体そのものをスマートなデザインとしたり、ルーバーの取り付け等の景観的处理を行うことで、できる限りすっきりとした印象となるよう配慮します。

<電波塔の場合>



<煙突の場合>



周辺景観との調和が得られるよう、鉄塔等のフレーム状の形態をもつ工作物の色彩は、焦げ茶色を基本とします。亜鉛メッキの光沢が、景観を阻害する要素となるおそれがあるため、メッキ後にリン酸処理を施したり、耐候性鋼材を使用してメッキを省略するなど、周辺の景観と調和するよう配慮します。

原則として、計画地を中心に概ね半径5 km 以内の範囲にある主要な視点場（不特定多数の人が利用する道路や公園、公共施設等）から望見した場合に、背景となる景観の大半が天空であれば灰色（亜鉛メッキ色）に、山並みや樹林であれば焦げ茶色と判断します。



背景となる景観に合わせて灰色に着色した例



背景となる景観に合わせて焦げ茶色に着色した例

なお、高さが60m以上の鉄塔等、航空法により赤白の着色（昼間障害標識）若しくは高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯の設置が求められる場合は、できる限り高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯とし、周辺の景観との調和に配慮します。

### ③ 緑化など

施設の規模、形状に合わせ、敷地内の緑化を積極的に施します。

敷地の外周部は、道路から容易に望見できないよう、遮へい性の高い生垣等で緑化します。また、常緑の中・高木をとり入れた緑化により、1年を通して修景の効果が上がるよう、配慮します。

ただし記念塔等で、周辺の景観を引き立たせ、地域の良好なシンボルとなると判断され、かつ、樹木の植栽が好ましくない場合は、その限りではありません。

緑化については、P43「（１）建築物の建築など ５）敷地の緑化措置」を参照してください。

樹木の保全については、P44「（１）建築物の建築など ６）樹木等の保全措置」を参照してください。

## 5) 彫像その他これに類するもの

| 景観形成基準                                                                                                                                               | 解説 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| i 敷地境界線から極力後退します。<br>ii 原則として、道路から2 m以上後退します。                                                                                                        | ①  |
| iii 原則として、周辺景観に調和する形態及び意匠とするとともに、けばけばしい色彩としません。これにより難しい場合は、道路から容易に望見できないよう遮へい措置を講じます。ただし、芸術作品展等の開催に伴い一時的に設置されるものは、この限りではありません。                       | ②  |
| iv 道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めます。<br>v 周辺景観との調和を図るため、修景緑化を図ります。<br>vi 樹姿又は樹勢が優れた樹木、樹林等が敷地内にある場合は、これらを修景に活かすよう配慮します。<br>vii 植栽は、現存植生を考慮し、周辺環境と調和する樹種とします。 | ③  |

### ▶ 解説 ① 敷地内における位置

敷地内における位置についてはP36「(1) 建築物の建築など 1) 敷地内における位置」を参照してください。

### ② 形態・意匠・色彩

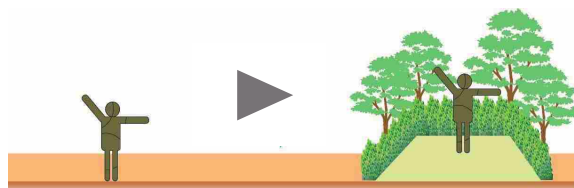
彫像やモニュメント等の形態・意匠は、原則として地域の景観になじみ、その景観を引き立たせるようなものとします。色彩についても、原則として地域の景観を阻害するけばけばしい色彩のものは避けます。

ただし周辺の景観を引き立たせ、地域の良好なシンボルとなると認められる場合や、芸術作品展等の開催に伴い一時的に設置するものは除きます。

色彩についてはP38～41「(1) 建築物の建築など 3) 色彩」を参照してください。

### ③ 緑化など

彫像を引き立たせるとともに、周辺景観との調和を図るため、積極的に敷地内を緑化します。



緑化については、P43「(1) 建築物の建築など 5) 敷地の緑化措置」を参照してください。

樹木の保全については、P44「(1) 建築物の建築など 6) 樹木等の保全措置」を参照してください。

## 6) 汚水又は廃水処理する施設

| 景観形成基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 解説 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| i 敷地境界線から極力後退します。<br>ii 原則として、道路から2 m以上後退します。                                                                                                                                                                                                                                                              | ①  |
| iii 平滑な大壁面が生じないように、陰影効果に配慮するとともに、外部に設ける配管類は、目立たなくします。<br>iv けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩で周辺景観との調和が得られるものとします。                                                                                                                                                                                                       | ②  |
| v 後退してできる空地には、特に緑化に努めます。<br>vi 敷地内に生育する樹林は、保存するよう努めます。やむを得ず伐採するときは、必要最小限にとどめます。<br>vii 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かすよう配慮します。ただし、これにより難い場合は、移植の適否を判断し、その周辺に移植するよう努めます。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復を図ります。<br>viii 敷地外周部は、生垣等で緑化し、容易に望見できないようにします。<br>ix 常緑の中・高木を取り入れた樹木により修景緑化を図ります。<br>x 植栽は、現存植生を考慮し、周辺環境と調和する樹種とします。 | ③  |

## ▶ 解説 ① 敷地内における位置

景観重点地区内では、当該工作物等は、周辺の景観に圧迫感や威圧感を与えることがないように、できる限り敷地境界線から後退します。特に道路等の公共用地から見えないように設置し、威圧感・圧迫感を軽減するだけでなく、ゆったりとした沿道景観としてください。

敷地内における位置についてはP36「(1) 建築物の建築など 1) 敷地内における位置」を参照してください。

## ② 形態・意匠・色彩

汚水、廃水処理施設の壁面は、周辺地域に圧迫感や威圧感を与えないよう、陰影効果を配慮して、表面の形状や色彩・素材等を工夫します。また、むき出しとなった配管類は、本体と同色の塗装を施したり、道路から見えにくいところにまとめることで、雑然とした印象を軽減します。

色彩についてはP38～41「(1) 建築物の建築など 3) 色彩」を参照してください。

## ③ 緑化など

施設の規模、形状に合わせ、修景緑化を積極的に施します。

敷地内の外周部は、道路から容易に望見できないよう、遮へい性の高い生垣等で緑化します。また、常緑の中・高木を取り入れた緑化により、1年を通して修景の効果が上がるよう、配慮します。

緑化については、P43「(1) 建築物の建築など 5) 敷地の緑化措置」を参照してください。

樹木の保全については、P44「(1) 建築物の建築など 6) 樹木等の保全措置」を参照してください。

## 7) メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設

| 景観形成基準                                                                                                                                                                                                                                                          | 解説 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| i 敷地境界線から極力後退します。<br>ii 原則として、工作物は道路から10m以上後退します。                                                                                                                                                                                                               | ①  |
| iii すっきりした形態及び意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、周辺景観に調和するものとします。                                                                                                                                                                                                            | ②  |
| iv 道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めます。<br>v 敷地内に生育する樹林は、保存するよう努めます。<br>vi 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かすよう配慮します。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、その周辺に移植するよう努めます。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復を図ります。<br>vii 敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行います。<br>viii 植栽は、現存植生を考慮し、周辺環境と調和する樹種とします。 | ③  |

### ▶ 解説 ① 敷地内における位置

P36「(1) 建築物の建築など 1) 敷地内における位置」を参照してください。

### ② 形態・意匠・色彩

あえて特徴的な景観をデザインする場合においても、周辺景観とのバランスに配慮します。

### ③ 緑化など

これらの施設は、周辺の景観と調和しにくく、形態・意匠・色彩の面から特殊な景観となることから、周辺景観に与える影響を和らげるため、できる限り遮へいに努めるとともに、積極的な修景緑化等を行います。

これらの施設には、観覧車等眺望を目的とした施設や相当の高さを有する施設等、遮へいが不可能な施設もあるため、施設外周部にボリュームのある緑化措置を講じることで、周辺の景観からの突出感を緩和します。

遊園地等においては、施設の用途上、さまざまな種類の樹木が植栽されることが予想されますが、敷地境界線に面した部分や道路に接する部分については、特に現存植生に配慮したものとします。



緑化については、P43「(1) 建築物の建築など 5) 敷地の緑化措置」を参照してください。

樹木の保全については、P44「(1) 建築物の建築など 6) 樹木等の保全措置」を参照してください。

- 8) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設・石油、ガス、L P G、穀物、飼料などを貯蔵する施設その他これらに類する施設

| 景観形成基準                                                                                                                                                                                                                                                      | 解説 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| i 敷地境界線から極力後退します。<br>ii 原則として、工作物は道路から10m以上後退します。                                                                                                                                                                                                           | ①  |
| iii すっきりした形態及び意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、周辺景観に調和するものとします。                                                                                                                                                                                                        | ②  |
| iv 道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めます。<br>v 敷地内に生育する樹林は、保存するよう努めます。<br>vi 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かすよう配慮します。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、その周辺に移植するよう努めます。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復を図ります。<br>vii 常緑の中・高木を主体とする樹木により、施設の規模に応じた修景緑化を図ります。<br>viii 植栽は、現存植生を考慮し、周辺環境と調和する樹種とします。 | ③  |

#### ▶ 解説 ① 敷地内における位置

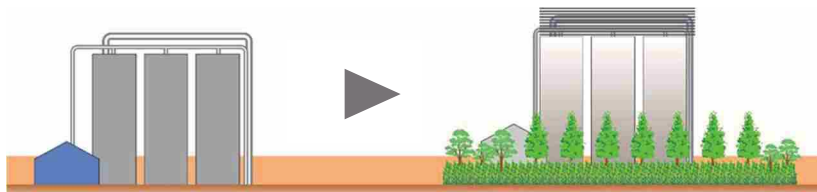
景観重点地区内では、当該工作物等は、周辺の景観に圧迫感や威圧感を与えることがないよう、できる限り敷地境界線から後退し、後退空地には緑化を図ります。特に道路等の公共用地から見えないように設置し、威圧感・圧迫感を軽減するだけでなく、ゆったりとした沿道景観としてください。

P 36「(1) 建築物の建築など 1) 敷地内における位置」を参照してください。

#### ② 形態・意匠・色彩

これらの工作物の壁面は、周辺地域に圧迫感や威圧感を与えないよう、陰影効果に配慮します。また主となる構造や施設に附属するむき出しとなった配管類やコンベアー類は、構造体そのものの形態を見直したり、道路から見えにくいところへの配置、ルーバーの取り付け、本体と同色の塗装等の景観的处理を行うことで、できる限りすっきりとした印象となるよう配慮します。

色彩についてはP 38～41「(1) 建築物の建築など 3) 色彩」を参照してください。



#### ③ 緑化など

緑化については、P 43「(1) 建築物の建築など 5) 敷地の緑化措置」を参照してください。

樹木の保全については、P 44「(1) 建築物の建築など 6) 樹木等の保全措置」を参照してください。

## 9) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）

| 景観形成基準                                                                                                                         | 解説 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| i 鉄塔は、原則として、景観重点地区内には設置しません。やむを得ず設置する場合には、整理統合を図ります。<br>ii 電柱は、整理統合を図るとともに、目立たない配置とするよう努めます。<br>iii 電柱は、原則として、樹林の生育域内には配置しません。 | ①  |
| iv 形態の簡素化を図ります。<br>v 色彩は、落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ります。                                                                                | ②  |
| vi 鉄塔の基部周辺は、修景緑化に努めます。                                                                                                         | ③  |

### ▶ 解説 ① 位置

鉄塔は、すっきりとした景観を保持するため、原則として景観重点地区内の設置を避けます。

やむを得ず設置するときは、地下埋設とします。技術的、経費的、都市の成熟度等の観点から、地下埋設が困難な場合は、景観上大きな影響を与えないように、極力整理統合を図り、できる限り数を減らすなど配慮します。

電柱等は、鉄塔と同様に、原則として樹林の生育域内への設置を避けます。これは、施設等への供給のための部分的な配線は含みません。やむを得ず設置を要するときは、原則として地下埋設とします。

地上に設置する場合は、電柱配置は計画的、総合的に考え、できる限り数を減らすように努めるとともに、宅地背面等に設置するなど、できる限り目立ちにくくします。

### ② 色彩等

送電線鉄塔が林立することにより雑然とした景観とならないよう、形態の簡素化を図ります。

色彩は、周辺との調和に配慮した落ち着いた色彩とし、季節による周辺の色の変化を考慮して色調を決めます。

鉄塔等のフレーム状の形態をもつ工作物の色彩は、山間部等の緑の自然豊かな地域においては焦げ茶色や暗緑色、立体的な背景の少ないところにあっては天空になじませるためグレー系の亜鉛メッキした後にリン酸処理を施し、くすんだ外観とすることを基本とします。

また、亜鉛メッキの光沢を抑えるため、耐候性鋼材を使用してメッキを省略するなどの対応も考えられます。

### ③ 緑化

建築物等の密度が比較的高い地域においては、周辺に与える威圧感や無機質な印象を軽減させるため、送電鉄塔の基部周辺をできる限り緑化します。

植栽は、現存植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とします。



周辺景観や足元の緑地景観に配慮し、焦げ茶色の外観色彩としている例



基部の緑化により鉄塔のもつ圧迫感を軽減させ、周辺景観との調和を図った例

### (3) 開発行為など

#### 1) 開発行為

##### 景観形成基準

##### 法面等の修景

- i 造成等においては既存樹木を保存するよう配慮します。
- ii 造成等に係る切土及び盛土に伴い生じた法面には適切な植栽を行います。
- iii 擁壁等の構造物を設ける場合にあっては、次に掲げる措置を講じます。
  - a 道路に面して擁壁を設ける場合は、石積み擁壁とします。
  - b 石材等の自然素材を用います。ただし、これにより難しい場合はこれを模したものをを用います。これらの素材を用いることができない場合は、壁面の緑化、構造物前面の植栽等による修景措置を講じます。
  - c 隣接して既存の穴太衆積み擁壁がある場合は、隣接する石材と同等の材質、色彩とし、外構の連続性に配慮します。

##### その他

- i 当該開発行為の区域において継続的な景観形成ができるよう、地区計画、景観協定、建築協定及び緑地協定等を定めるように努めます。

#### ▶ 解説

敷地境界線からできる限り多く後退するとともに、敷地外周部に遮へい措置を施します。造成等を伴う開発行為の多くは地形を大きく改変するため、景観に大きな影響を与えるものです。

造成等に伴って生じた法面に適切な植栽を行うことにより、土砂の流出や法面の崩壊を防ぐとともに、緑豊かな景観を形成します。

湖岸や湖岸道路に面する部分にあっては、駐車場の設置により景観の連続性がとぎれないう、敷地外周部を積極的に緑化します。

##### <法面勾配と樹木の関係>

法面の緑化を行う際は、あらかじめそれに見合った法勾配や植栽地盤の造成が必要です。勾配ごとに植栽可能な樹木の目安は以下のとおりです。

出典：造園施工管理 技術編

| 勾配                              | 断面パターン | 植栽可能樹木         |
|---------------------------------|--------|----------------|
| 1 : 1.5<br>(66.6%)<br>(33° 40′) |        | 地被<br>芝        |
| 1 : 1.8<br>(55%)<br>(29° 3′)    |        | 地被<br>低木       |
| 1 : 3<br>(33.3%)<br>(18° 30′)   |        | 地被<br>低木<br>中木 |
| 1 : 4<br>(25%)<br>(14° 00′)     |        | 地被・低木<br>中木・高木 |

緑化については、P43「(1) 建築物の建築など 5) 敷地内の緑化措置」を参照してください。  
樹木の保全については、P44「(1) 建築物の建築など 6) 樹木等の保全措置」を参照してください。  
擁壁については、P48「(2) 工作物の建設など 3) 擁壁」を参照してください。

## 2) 木竹の伐採

### 景観形成基準

- i 伐採は、小規模にとどめます。
- ii 高さ10m以上又は枝張り10m以上のものは、伐採しないよう努めます。
- iii 一団となって生育する樹林は、景観及び生態的な連続性を途切れさせないよう考慮します。
- iv 伐採を行った場合は、その周辺環境を良好に維持できるよう、林縁部への低・中木の植栽、けもの道等の生物の移動路の確保等の必要な代替措置を講じます。

▶ **解説** 樹木は、景観形成を図るうえで重要な要素であり、長い年月をかけて育まれた、地域の重要な資源・財産ともいえます。

伐採が周辺の景観に与える影響は大きく、また樹木の成長には年月がかかることから、伐採は、できるだけ小規模に留めることが重要です。高さや樹冠幅が10m以上の大きな樹木は、原則として伐採しないものとします。

特に、道路から見える樹姿又は樹勢が優れた樹木で、その地域のランドマークやシンボルとして景観的に重要な役割を果たしていると認められるものについては、その周辺への移植を検討します。やむを得ず伐採を行った場合は、その周辺景観が良好に維持できるように補完措置や代替措置を講じます。

一団となって生育する樹林は、重要な景観構成要素であるだけでなく生物の生息環境としても重要なものです。

伐採を検討するにあたっては、周辺景観への影響に配慮するとともに、事前に樹木の樹種、樹齢、樹形等の価値を調査・検討を行うものとします。合わせて周辺に生息する植物や生き物の状況を調査し、周辺の生態系に影響を与えないよう、十分配慮します。

#### < 開発による自然環境への影響を緩和する手法（ミチゲーション） >

|     |                                        |
|-----|----------------------------------------|
| 回 避 | 特定の行為あるいはその一部を行わないことにより、影響全体を回避する。     |
| 最小化 | 行為とその実施において、程度と規模を制限することにより、影響を最小化する。  |
| 矯 正 | 影響を受けた環境を修復、回復、又は改善することにより、影響を矯正する。    |
| 軽 減 | 保護・保全活動を行うことにより、事業期間中の影響を軽減・除去する。      |
| 代 償 | 代替の資源や環境で置換、あるいはこれらを提供することにより、影響を代償する。 |

ミチゲーションの方法を検討する順序としては、まず自然環境への影響をできる限り「回避」、「最小化」することを考えます。その上でやむを得ず損なわれる環境については「矯正」、「軽減」による対応を考えます。「代償」は最後の手段です。

出典：土木ミニ知識 Vol.83 February 1998 ((社) 土木学会)

## 3) 屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積

| 景観形成基準                                                                                                                                                                                                             | 解説 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| i 敷地境界線から極力後退するとともに、既存樹林を保存するよう努めます。<br>ii 道路から2 m以上後退します。                                                                                                                                                         | ①  |
| iii 遮へい措置を要するものにあつては、その集積又は貯蔵の高さは、当該遮へい措置に見合った高さまでとします。<br>iv 事業所における原材料・製品、スクラップ等、又は建設工事等における資材等の集積又は貯蔵にあつては、外部から容易に望見できないよう敷地外周部に遮へい措置を講じます。<br>v 農林水産品置場、商品の展示場等にあつては物品を整然と集積又は貯蔵するとともに、必要に応じ、敷地外周部に修景のため植栽します。 | ②  |
| vi 敷地内に生育する樹林は、保存するよう努めます。やむを得ず伐採するときは、必要最小限にとどめます。<br>vii 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かすよう配慮します。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、その周辺に移植するよう努めます。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復を図ります。<br>viii 植栽は、現存植生を考慮し、周辺環境と調和する樹種とします。            | ③  |

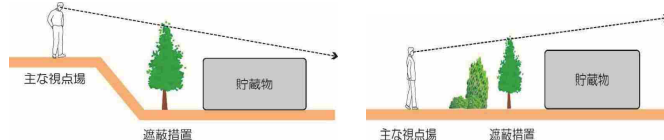
## ▶ 解説 ① 敷地内における位置

P36「(1) 建築物の建築など 1) 敷地内における位置」を参照してください。

## ② 形態

遮へい措置に見合った高さとは、十分に遮へいの効果が発揮できる高さをいいます。周辺の地形や視点場の位置に合わせ、効果的な遮へい措置を講じる必要があります。

遮へい措置を要するものの集積や貯蔵の高さは、遮へい措置の効果を考慮して、できる限り抑えます。



屋外における物品の集積、貯蔵のうち、事務所における原材料・製品、スクラップ等や建設工事等における資材等、雑然とした印象を与えるものの集積又は貯蔵については、道路又はその他の公共の場から容易に望見できないよう、敷地境界線からできる限り多く後退するとともに、敷地外周部に遮へい措置を施します。

樹木の選定にあたっては、堆積物の規模に合わせるとともに、常緑の中・高木をとり入れた修景緑化により、1年を通して修景の効果が上がるよう配慮します。

田園の稲架のように地域の風景を特徴づける農林水産物や、人に見せるための商品の展示場等の集積・貯蔵を行う場合は、その目的等に配慮しながら整然と集積又は貯蔵します。さらに周辺の景観を考慮し、必要に応じて修景緑化を行います。

## ③ 緑化など

緑化については、P43「(1) 建築物の建築など 5) 敷地の緑化措置」を参照してください。

樹木の保全については、P44「(1) 建築物の建築など 6) 樹木等の保全措置」を参照してください。

## (4) 太陽光発電設備等の建設など

### 1) 地上設置の太陽光発電設備等

| 景観形成基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 解説 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| <b>共通事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 太陽電池モジュール等は、黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとします。</li> <li>ii 附属設備は、周辺景観と調和した色彩とします。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                        |    |
| <b>地上に設置する平面的に並べるもの（平面型）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 敷地境界線から極力後退します。</li> <li>ii 敷地内に生育する樹林は保存するよう努めます。やむを得ず伐採するときは、必要最小限にとどめます。</li> <li>iii 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かすよう配慮します。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、その周辺に移植するよう努めます。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復を図ります。</li> <li>iv 敷地外周部は、生垣等で緑化し、公共空間から容易に望見できないようにします。</li> <li>v 常緑の中・高木を取り入れた樹木により修景緑化を図り、最上部は、修景植栽の高さより低くします。</li> <li>vi 植栽は、現存植生を考慮し、周辺環境と調和する樹種とします。</li> </ul> | ①  |
| <b>地上に設置する支柱上に設けるもの（支柱型）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 周辺に与える威圧感及び突出感を軽減し、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線から極力後退します。</li> <li>ii すっきりとした形態及び意匠とします。</li> <li>iii 落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ります。</li> <li>iv 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かすよう配慮します。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、その周辺に移植するよう努めます。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復を図ります。</li> <li>v 周囲への威圧感や突出感を和らげるよう、高さを勘案した樹種及び樹木を選び、植栽位置を考慮します。</li> <li>vi 植栽は、現存植生を考慮し、周辺環境と調和する樹種とします。</li> </ul>     | ②  |

#### ▶ 解説 ① 地上に設置する平面的に並べるもの（平面型）

周囲から太陽光発電設備等が見えにくくなるように、修景緑化を配置します。通りに面して緑化を行う場合は、まちなみの連続性に配慮してください。



#### ② 地上に設置する支柱上に設けるもの（支柱型）

周囲から太陽光発電設備等が見えにくくなるように、修景緑化を配置します。通りに面して緑化を行う場合は、まちなみの連続性に配慮してください。

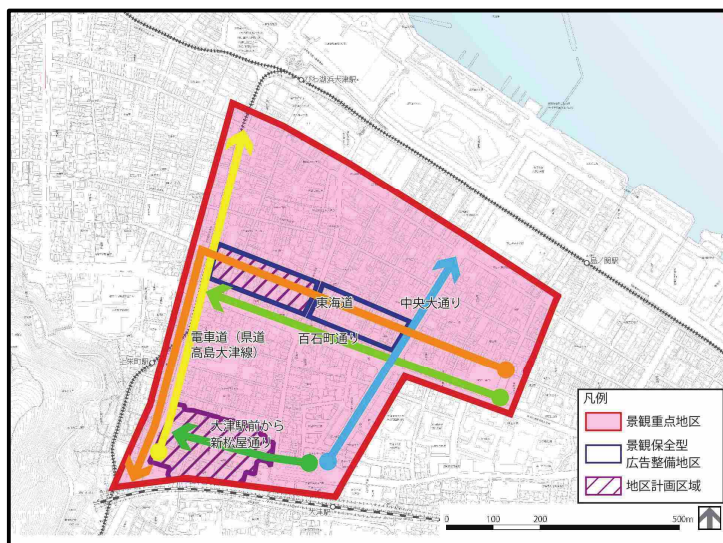




### 3. 大津百町景観重点地区

大津百町景観重点地区※の区域は、大津百町と称された区域のうち、大津祭が開催される区域を中心に、「旧東海道沿道京町通り地区 地区計画」、「大津駅西第一地区 地区計画」、「景観保全型広告整備地区 旧東海道沿道京町通り地区」、「びわこ東海道景観基本計画」に基づく「東海道沿道景観の連携重点ゾーン」を含む範囲を一体的に設定します。

図3 大津百町景観重点地区  
大津百町景観重点地区の面積：45.2ha



※景観重点地区は、景観計画区域のうち、特に良好な景観形成に取り組むために景観計画に位置づけられた地区を指します。  
景観法第61条第1項に規定する景観地区に該当するものではありません。

## 3-1. 景観形成基準

### (1) 建築物の景観形成基準

以下に建築物の景観形成基準を掲載します。工作物等の景観形成基準については景観計画の第3章を参照してください。

|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 敷地内における位置            | <ul style="list-style-type: none"> <li>i 歴史的な景観を有する地域にあっては壁面はまちなみに揃え、大きく後退する場合は、門塀や生垣等でまちなみの連続性に配慮します。</li> <li>ii 歴史的な景観を有する地域以外にあっては、周辺に与える威圧感を軽減し、かつ修景緑化を図るための空地を確保するため敷地境界線から極力後退します。</li> <li>iii 敷地内の建築物及び工作物の規模を勘案して釣合いよく配置します。</li> <li>iv 主要な幹線道路※に面する建築物は、通りの見通し景観を確保するために道路からセットバックするなど、配置に配慮します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 形態・意匠                | <ul style="list-style-type: none"> <li>i 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とします。</li> <li>ii 屋根の形状等を工夫することにより、周辺の山稜、樹林地と調和します。</li> <li>iii まちなみの連続性に配慮し、周辺建築物等と調和するデザインとします。歴史的な景観を有する地域にあっては、外観意匠を極力和風基調のデザインとし、1階や低層部に軒・庇を設けるなど、周辺の伝統的建築様式との調和に配慮します。</li> <li>iv 屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感や圧迫感を軽減します。</li> <li>v 外見できる壁面等の意匠の釣合いに配慮し、全体としてまとまりのある意匠とします。</li> <li>vi 主要な幹線道路※に面する建築物は、通りの見通し景観を確保するために、形態に配慮します。</li> <li>vii 主要な幹線道路※に面して大規模な壁面が生じる場合は、壁面の分節化や分棟を図るなど、圧迫感を軽減するために、形態に配慮します。</li> <li>viii 屋上設備は、目立たない位置に設け、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮します。これにより難しい場合は、目隠し措置等の修景措置を講じます。</li> <li>ix 屋上工作物は、建築物本体と調和を図るとともに、スカイラインに与える影響を軽減させるよう、すっきりとした形態とします。</li> </ul> |
| 高さ 15mを超える建築物の外壁等の色彩 | <ul style="list-style-type: none"> <li>i けばけばしい色彩を基調とせず、周辺の建築物の色彩との調和を図ります。</li> <li>ii 低層部の外壁色は、低明度・低彩度の落ち着いた色調となるよう配慮します。</li> <li>iii 外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなりすぎないようにします。</li> <li>iv 屋根の色彩は、黒色・濃灰色等の濃暗色を基本とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとします。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 高さ 15m以下の建築物の外壁等の色彩  | <ul style="list-style-type: none"> <li>i けばけばしい色彩を基調とせず、周辺の建築物の色彩との調和を図ります。</li> <li>ii 外壁は、低明度・低彩度の落ち着いた色調となるよう配慮します。</li> <li>iii 屋根の色彩は、黒色・濃灰色等の濃暗色を基本とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとします。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 素材                   | i 外壁は周辺の伝統的建築様式との調和に配慮した素材を使用します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 敷地の緑化措置              | <p>i 周辺景観と融和し、良好な景観の形成及び周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成及び樹木の配置を考慮した植栽を行います。</p> <p>ii 周辺への威圧感、圧迫感、突出感を和らげるよう、高さを勘案した樹種及び樹木を選び、植栽位置を考慮します。</p> <p>iii 歴史的な景観を有する地域以外にあっては周辺環境と調和した緑豊かな景観とするため、敷地の緑化に努めます。</p> <p>iv 主要な幹線道路※に面する建築物は、通りの見通し景観を確保するために道路からセットバックした部分に緑化スペースを確保します。（電車道を除く。）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 樹木等の保全措置             | i 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かすよう配慮します。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、その周辺に移植するよう努めます。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復を図ります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 太陽光発電設備等の位置・形態・意匠・色彩 | <p>i 太陽光発電設備等を設置する場合には、太陽電池モジュール等が公共空間から望見しにくい形での設置に努めます。</p> <p>ii 屋根材又は外壁材として一体で設置する場合は、その他の屋根材又は外壁材の意匠について、周辺景観を含めて太陽光発電設備等との調和を考慮します。</p> <p>iii 勾配屋根に別途設置する場合は、太陽電池モジュール等の最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、屋根に密着させます。</p> <p>iv 壁面に別途設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽電池モジュール等がはみ出ないようにします。</p> <p>v 陸屋根に別途設置する場合は、太陽電池モジュール等の最上部をパラペットの高さ以下にし、端部からできるだけ後退したものとします。ただし、これにより難しい場合は、ルーバー等の目隠し措置を講じ、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとします。</p> <p>vi 太陽電池モジュール等は、黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとします。</p> <p>vii 外壁に設置する場合は、他の外壁についても、太陽電池モジュール等および周辺景観と調和した色彩とします。</p> <p>viii 附属設備は、周辺景観と調和した色彩とします。</p> |

## 3-2. 景観形成基準の解説

### (1) 建築物の建築など

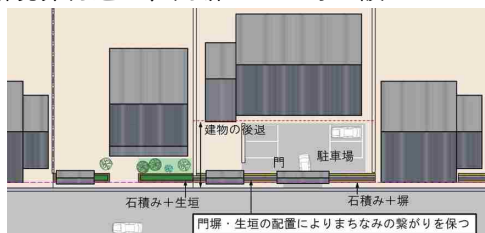
※主要な幹線道路とは、中央大通り（市道幹 1037 号線）、百石町通り（市道幹 1033 号線・市道中 3401 号線）、大津駅前から新松屋通り（市道幹 2014 号線）、地区内の電車道（県道高島大津線）とします。

#### 1) 敷地内における位置

##### 景観形成基準

- i 歴史的な景観を有する地域にあっては壁面はまちなみに揃え、大きく後退する場合は、門塀や生垣等でまちなみの連続性に配慮します。
- ii 歴史的な景観を有する地域以外にあっては、周辺に与える威圧感を軽減し、かつ修景緑化を図るための空地を確保するため敷地境界線から極力後退します。
- iii 敷地内の建築物及び工作物の規模を勘案して釣合いよく配置します。
- iv 主要な幹線道路※に面する建築物は、通りの見通し景観を確保するために道路からセットバックするなど、配置に配慮します。

▶ **解説** 歴史的な町家や社寺等が沿道に立地するような地域やまちなみにあっては、壁面や軒線等を沿道のまちなみに揃えるようにします。やむを得ず壁面線を大きく後退する場合は、道路境界付近に、門塀や生垣等を設けるようにします。



◀◀やむを得ず通りに面して駐車場を配置する場合は、門・塀の配置により、通りから車が見えにくいように配慮します。



後退した前面に塀を設けている例



塀を設けてまちなみのつながりを保っている例

主要な幹線道路に面する建築物は、道路からできる限り大きく後退し、見通しを確保するとともに、敷地内に生じた空地には、周辺景観との調和に配慮し、積極的に修景緑化を行います。



道路から後退し修景緑化を行っている例

## 2) 形態・意匠

| 景観形成基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 解説 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| i 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とします。<br>ii 屋根の形状等を工夫することにより、周辺の山稜、樹林地と調和します。<br>iii まちなみの連続性に配慮し、周辺建築物等と調和するデザインとします。歴史的な景観を有する地域にあっては、外観意匠を極力和風基調のデザインとし、1階や低層部に軒・庇を設けるなど、周辺の伝統的建築様式との調和に配慮します。<br>iv 屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感や圧迫感を軽減します。<br>v 外見できる壁面等の意匠の釣合いに配慮し、全体としてまとまりのある意匠とします。<br>vi 主要な幹線道路※に面する建築物は、通りの見通し景観を確保するために、形態に配慮します。<br>vii 主要な幹線道路※に面して大規模な壁面が生じる場合は、壁面の分節化や分棟を図るなど、圧迫感を軽減するために、形態に配慮します。 | ①  |
| viii 屋上設備は、目立たない位置に設け、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮します。これにより難しい場合は、目隠し措置等の修景措置を講じます。<br>ix 屋上工作物は、建築物本体と調和を図るとともに、スカイラインに与える影響を軽減させるよう、すっきりとした形態とします。                                                                                                                                                                                                                                                                | ②  |

## ▶ 解説 ① まちなみの連続性

まちなみの連続性に配慮するために、外観意匠を極力和風基調のデザインとし、1階や低層部に軒・庇を設けるなど、つながりを感じられるものにします。

そのうえで、沿道の歴史的な建築物の伝統様式に調和するよう和風基調のデザインにするなど、まちの連続性を損なわないよう意匠に配慮します。



マンションの低層部を和風基調の設えとした例



庇を設けまちなみの連続性に配慮した例

## ▶▶ 「切妻屋根・平入り」について



切妻屋根



切妻平入り

●大津百町の伝統的な町家建築物は、切妻屋根の棧瓦葺で通りに面して平入りの配置がみられます。厨子2階の町家には、虫小窓等が見られます。

## ② 屋上設備の修景

屋上設備は背後の山並みや建築物の外観との調和を図りながら、周囲から目立たなくなるよう配慮してください。

違和感を感じさせる例



周辺のまちなみと調和させた例



### 3) 色彩

#### 3) - 1 高さ 15m を超える建築物の外壁等の色彩

| 景観形成基準                                                                                                                                   | 解説 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| i けばけばしい色彩を基調とせず、周辺の建築物の色彩との調和を図ります。<br>ii 低層部の外壁色は、低明度・低彩度の落ち着いた色調となるよう配慮します。<br>iii 外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなりすぎないようにします。 | ①  |
| iv 屋根の色彩は、黒色、濃灰色等の濃暗色を基本とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとしします。                                                                                 | ②  |

#### ▶ 解説 ① 外壁等の色彩

高さ 15m を超える建築物の低層部以外の外壁等で使用可能な基調色は、一般エリアと同じ色彩の範囲（全ての色相で、明度 3～8、彩度 3 以下）とします。

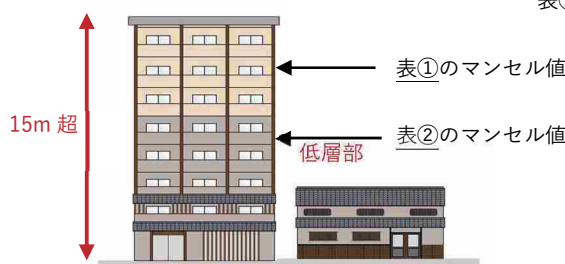
| 色相 | 全色相  |
|----|------|
| 明度 | 3～8  |
| 彩度 | 3 以下 |

表① ▲低層部以外で使用可能な色彩

低層部の外壁色は、低明度・低彩度の落ち着いた色調となるよう配慮します。

| 色相 | R、YR、Y | 左記以外 |
|----|--------|------|
| 明度 | 3～6    | 3～6  |
| 彩度 | 3 以下   | 2 以下 |

表② ▲低層部で使用可能な色彩



◀◀各立面の 4/5 以上を規定の色彩の範囲内とします。  
(屋根にだけ基調色より暗い色彩を用いる場合は、この限りではありません。)

#### 配色構成

|                   |                                                                 |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 基調色<br>(ベースカラー)   | 最も大きな面積を占め、イメージ全体を左右する。個性の強すぎない物を選ぶのが一般的。                       |
| 副調色<br>(サブカラー)    | 基調色と強調色の間を調和させ安定感を与えるために落ち着いた色を選ぶのがよい。                          |
| 強調色<br>(アクセントカラー) | 小さな面積に用いて全体を引き締めるために使う。単調になりすぎた配色に変化や動きを与えるため、比較的ハッキリした色を選ぶとよい。 |

#### ② 屋根の色彩配慮

屋根の色彩は、和瓦にみられる黒色・灰色系のものを用いるものとし、隣接建築物や低層建築物、伝統的な町家建築物の屋根瓦色となじませるようにします。

## 3) - 2 高さ 15m 以下の建築物の外壁等の色彩

| 景観形成基準                                                                   | 解説 |
|--------------------------------------------------------------------------|----|
| i けげばしい色彩を基調とせず、周辺の建築物の色彩との調和を図ります。<br>ii 外壁は、低明度・低彩度の落ち着いた色調となるよう配慮します。 | ①  |
| iii 屋根の色彩は、黒色、濃灰色等の濃暗色を基本とし、金属板葺きの場合はメタリックな光沢が少ないものとしします。                | ②  |

## ▶ 解説 ① 外壁等の色彩

高さ 15m 以下の建築物の外壁等で使用可能な色彩は、以下の表の範囲とします。ただし、伝統素材や白漆喰や白漆喰の外観に近い塗装色で明度値が高いものは除外します。



| 色相 | R、YR、Y | 左記以外 |
|----|--------|------|
| 明度 | 3～6    | 3～6  |
| 彩度 | 3以下    | 2以下  |



東海道沿いの伝統的な町家



歴史的なまちなみに配慮した和風基調の建築物

## ② 屋根の色彩配慮

屋根の色彩は、和瓦にみられる黒色・灰色系のものを用いるものとし、隣接建築物や低層建築物、伝統的な町家建築物の屋根瓦色となじませるようにします。

## 3) - 1 と 3) - 2 の共通事項

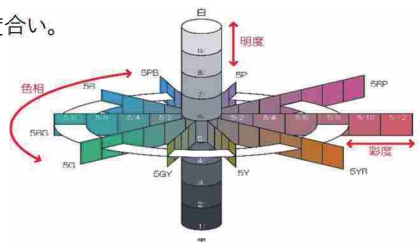
▶▶なお、以下の場合で、周辺の景観に調和するものは、この限りではありません。

- ・伝統素材や白漆喰や白漆喰の外観に近い塗装色で明度値が高い場合。
- ・弁柄、石材等地域固有の素材（主として自然素材）や、これを模したものを使用する場合。（弁柄色：8 R3.5/7）
- ・橋梁等で地域とのなじみが深く、地域のイメージの核となっていたり、ランドマークとなっているもの。
- ・地区計画や面的開発の区域等を対象に、一定の広がりの中で地域特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合。

参考 暖 色 暖かい感じを与える色。赤・橙・黄の系統の色。（対義語→寒色）

彩度・明度 彩度は色の鮮やかさ、明度は色の明るさの度合い。  
（色彩の3属性） 色相と合わせて色の三属性という。  
例：マンセル値 5 YR 3/3 は、  
色相 5 YR、明度 3、彩度 3。

**5 YR 3 / 3**  
色相 明度 彩度



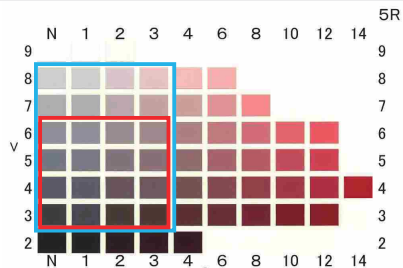
## ▶▶使用可能な色の範囲

色彩の数は無限ともいえますが、ここでは参考として J I S（日本工業規格）に定められた基本色相（マンセルの主要 10 色相）における等色相面を用いて、使用可能な色の範囲を示しています。

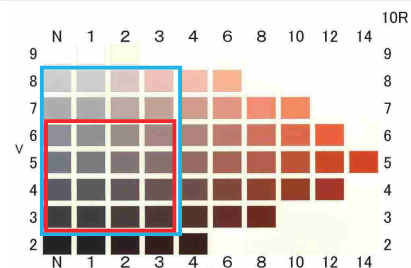
青枠内が 15m を超える高層部で使用可能な色彩で一般地区と同じ、赤枠内が 15m 以下の低層部で使用可能な色彩の使用可能範囲です。

下図は印刷によるもので、正確な色ではないため、実際の色は色票により確認してください。

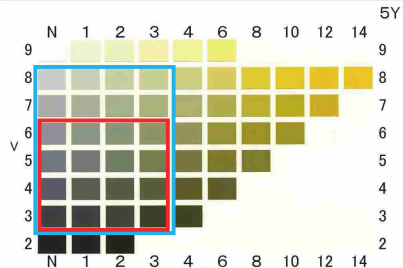
5R



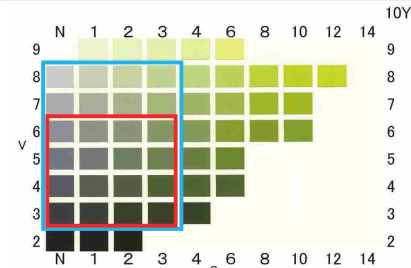
10R



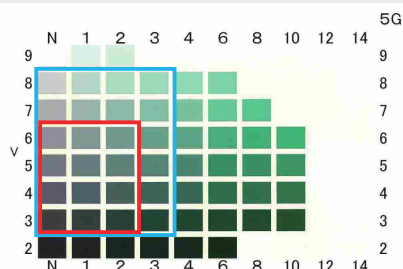
5Y



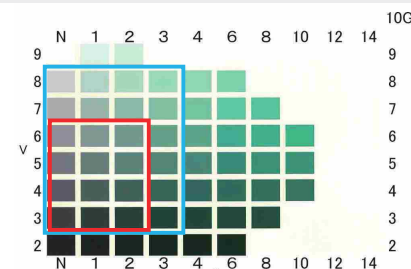
10Y



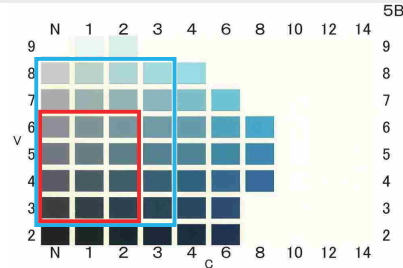
5G



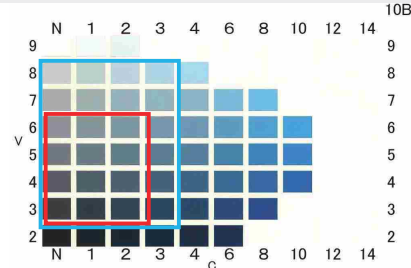
10G



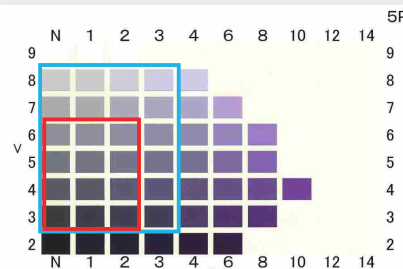
5B



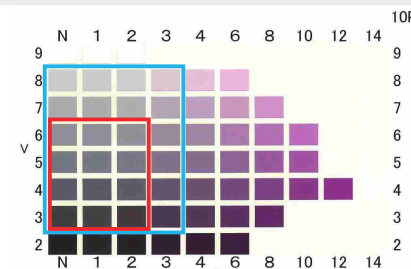
10B



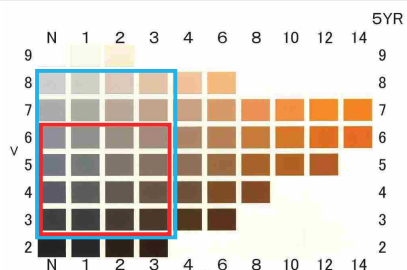
5P



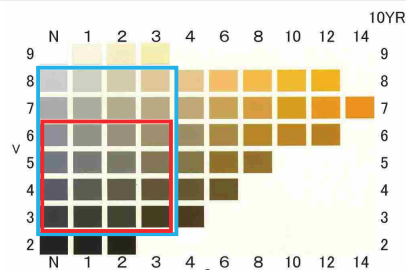
10P



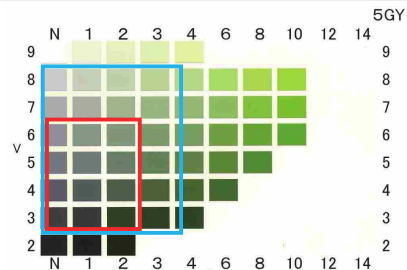
5YR



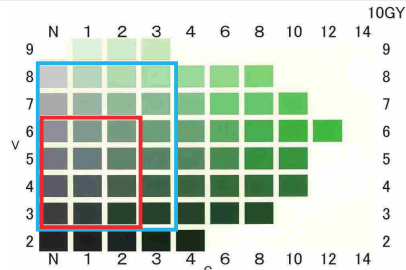
10YR



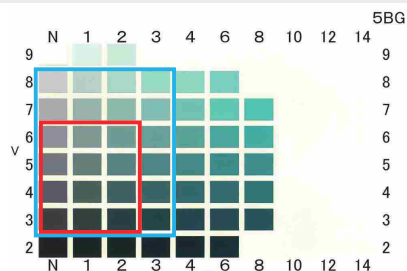
5GY



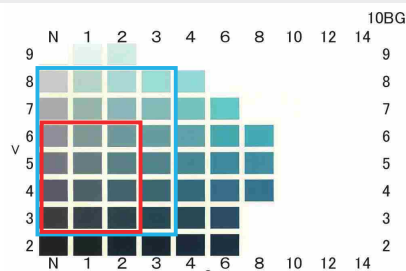
10GY



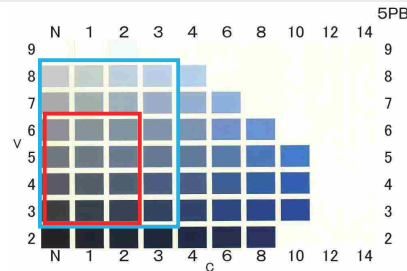
5BG



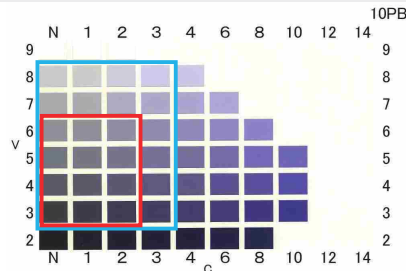
10BG



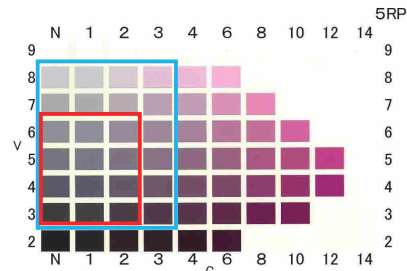
5PB



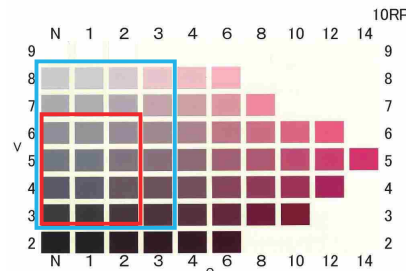
10PB



5RP



10RP



## 4) 素材

### 景観形成基準

i 外壁は周辺の伝統的建築様式との調和に配慮した素材を使用します。

▶ **解説** 歴史的な景観に配慮するため、屋根は勾配屋根とし和瓦葺きとします。また、外壁の素材は、原則として周辺の伝統的建築様式に応じた自然素材を用います。やむを得ず自然素材以外の素材を使用する場合は、その質感や色彩等、周辺の伝統的建築様式や背景となる景観との調和に十分配慮します。



和瓦葺きの例



土壁や板張りの様式を良好に残している例



木格子や出格子、駒寄せ等が良好に残されている例



伝統様式の木製看板や室外機を木格子で目かくししている例

## 5) 敷地の緑化措置

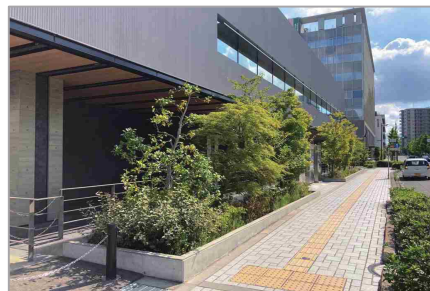
## 景観形成基準

- i 周辺景観と融和し、良好な景観の形成及び周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成及び樹木の配置を考慮した植栽を行います。
- ii 周辺への威圧感、圧迫感、突出感を和らげるよう、高さを勘案した樹種及び樹木を選び、植栽位置を考慮します。
- iii 歴史的な景観を有する地域以外にあっては周辺環境と調和した緑豊かな景観とするため、敷地の緑化に努めます。
- iv 主要な幹線道路に面する建築物は、通りの見通し景観を確保するために道路からセットバックした部分に緑化スペースを確保します（電車道を除く）。

- ▶ **解説** 道路に面した敷地のうち、通り等から見える部分は可能な限り壁面を後退し、後退した場所には低木や高木植栽をおりまぜた植栽地を設けます。植栽地は人の身近な場所に設けるようにし、建築物等による圧迫感を和らげるように植栽を配置します。



歩道に面する角地にまとまった緑地を配置し沿道景観にうおいを与えている例



通りから見える部分に高木・低木をおりまぜた植栽地を設け、建築物の圧迫感を和らげている例

## 6) 樹木等の保全措置

## 景観形成基準

- i 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かすよう配慮します。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、その周辺に移植するよう努めます。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復を図ります。

- ▶ **解説** 敷地内に既存の樹木がある場合は、その樹木をできる限り修景に活かせるよう建築物等の配置を検討します。樹姿又は樹勢が優れた樹木の保存が難しい場合は、できる限り周辺に移植し、樹勢の回復を図ってください。



中央通りの華階寺のイチョウ



天孫神社の樹木

## 7) 太陽光発電設備等の位置・形態・意匠・色彩

| 景観形成基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 解説 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| <p>i 太陽光発電設備等を設置する場合においては、太陽電池モジュール等が公共空間から望見しにくい形での設置に努めます。</p> <p>ii 屋根材又は外壁材として一体で設置する場合は、その他の屋根材又は外壁材の意匠について、周辺景観を含めて太陽光発電設備との調和を考慮します。</p> <p>iii 勾配屋根に別途設置する場合は、太陽電池モジュール等の最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、屋根に密着させます。</p> <p>iv 壁面に別途設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽電池モジュール等がはみ出ないようにします。</p> <p>v 陸屋根に別途設置する場合は、太陽電池モジュール等の最上部をパラペットの高さ以下にし、端部からできるだけ後退したものとし、ただし、これにより難しい場合は、ルーバー等の目隠し措置を講じ、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとし、</p> | ①  |
| <p>vi 太陽電池モジュール等は、黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとし、</p> <p>vii 外壁に設置する場合は、他の外壁についても、太陽電池モジュール等および周辺景観と調和した色彩とします。</p> <p>viii 附属設備は、周辺景観と調和した色彩とします。</p>                                                                                                                                                                                                                                           | ②  |

### ▶ 解説 ① 設置する位置など

- ・前面道路等から見えにくい配置にします。
- ・屋根に設置する場合は、屋根と一体的に見えるように配置し、棟を超えないようにします。



- ・外壁の幅よりはみ出さないように設置します。



### ② 色彩

- ・色彩を工夫して目立たないようにします。



屋根材と同色にして目立たなくしている例

## (2) 工作物の建設など

### 1) 垣、柵、塀（建築物に附属するものを含む。）その他これらに類するもの

| 景観形成基準                                | 解説 |
|---------------------------------------|----|
| i 周辺景観及び敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態及び意匠とします。 | ①  |
| ii 道路に面するものにあつては、樹木（生垣）等を用いるよう努めます。   | ②  |
| iii けげばしい色彩を避け、周辺景観との調和が得られるものとします。   | ③  |

#### ▶ 解説 ① 形態・意匠

垣、柵等は、できる限り周辺景観に調和し、まちなみにまとまりとうるおいを与えることのできるよう配慮します。

敷地内に庭等がある場合は、外部から敷地内が少し見えるようにしたり、垣、柵越しに敷地内の豊かな緑を感じることができるようにするなど、敷地と道路が一体的に感じられるよう配慮します。

道路沿いに垣、柵等を設ける場合は、できる限り周辺景観に調和し、良好な景観の形成に寄与できる形態・意匠とします。

形態・意匠については、P 64「(1) 建築物の建築など 2) 形態・意匠」を参照してください。



歴史的なまちなみに調和した塀の例



柵越しに敷地内の庭の緑が感じられる例

## ② 素材

道路に面する垣、柵等については、周辺の景観との調和を図るとともに、緑のうるおいのある沿道景観を形成するため、できる限り樹木を活用したものとします。

生垣は、その形状や樹種の選択により、

- ① 景観構成の強調や背景としての効果
- ② 境界表示
- ③ 侵入防止
- ④ 微気候調節（通風・日照の調節）
- ⑤ 遮へい
- ⑥ 植栽の保温

等の機能を果たすことができます。

スクリーンの美しさ、景観へのなじみの良さは他のものに代えがたいものであることから、効果的に利用できるよう工夫します。



通りに面して生垣を配置している例

### <生垣の種類>

|       |                                                                                                                     |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 外垣    | 庭や建築物の周囲を囲み、境界として、あるいは遮へいの機能をもたせるために作られるもので、高さ 1.5～2.0m の生垣                                                         |
| 高（生）垣 | 境界や遮へいの機能をもつためのものであるが、高さが 3.0～5.0m くらいで、主に防火、防風用に利用される<br>地上から 2.0m くらいは下枝を払い、その上は、竹や丸太で四つ目状あるいは網状に組んで生長枝を誘引して生垣とする |
| 境界垣   | 花壇や芝生地、菜園等を囲む輪郭や区画用に作られる<br>高さは 0.3～1.0m くらいの低い生垣                                                                   |
| 蔓物垣   | 蔓性の植物を金網柵や竹垣、木製の垣や柵等にかからませた生垣                                                                                       |
| 混ぜ垣   | 刈り込みのできる樹種あるいは落葉、常緑の樹種を混植して作る垣                                                                                      |

### <生垣に使用する樹種の条件>

1. その土地の自然条件に適していること
2. 萌芽力が旺盛で刈り込みに耐えること
3. 枝葉が密で下枝が枯れにくいこと
4. 病虫害等に強いこと
5. 移植、手入れが容易なこと 等

|      |                                                          |
|------|----------------------------------------------------------|
| 高生垣  | 常緑：シラカシ・アラカシ・モチノキ・サワラ・ヒマラヤスギ                             |
| 日陰地  | 常緑：シラカシ・アラカシ・サンゴジュ・サザンカ・ヤブツバキ・レッドロビン・ネズミモチ・ヒイラギモクセイ・イヌツゲ |
| 花木   | 常緑：キンモクセイ・サザンカ・ヤブツバキ<br>落葉：ドウダンツツジ                       |
| 新緑   | 常緑：ベニカナメモチ・レッドロビン                                        |
| 針葉樹  | 常緑：カイヅカイブキ・サワラ・イヌマキ等                                     |
| 狭い場所 | 常緑：ナリヒラダケ・ヤダケ等                                           |

植栽については、P70「（１）建築物の建築など ５）敷地の緑化措置」を参照してください。

垣・柵・塀の素材については、P69「（１）建築物の建築など ４）素材」を参照してください。

## ③ 色彩

垣・柵・塀の色彩については、P65～68「（１）建築物の建築など ３）色彩」を参照してください。

## 2) 門（建築物に附属するものを含む。）

## 景観形成基準

- i 周辺景観及び敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態及び意匠とするとともに、落ち着いた色彩とします。

▶ **解説** 門を設ける際は、できる限り周辺景観に調和し、まちなみにまとまりとうるおいを与えることができるよう配慮します。

門の瓦屋根と塀の瓦屋根等、調和が感じられるように同色の瓦とするなど、敷地と道路が一体的に感じられるよう配慮します。



歴史的まちなみに調和した門



隣接する町家の軒高さに合わせてまちなみにあわせている例

## 3) 擁壁

## 景観形成基準

- i 石材等の自然素材を用います。ただし、これにより難しい場合はこれを模したものをを用います。これらの素材を用いることができない場合は、壁面の緑化、構造物前面の植栽等による修景措置を講じます。

▶ **解説** 擁壁の素材は、周辺の景観に調和する石材等の自然素材を用いることを基本とします。やむを得ず、天然素材以外の材料を使用する場合は、これを模したものをを用いることで景観との調和を図ります。



自然石を用いた石積み擁壁の例



自然石を用いた石積み擁壁と植栽帯の例

4) 煙突又はごみ焼却施設・アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの・記念塔、電波塔、物見塔などその他これらに類するもの・高架水槽

| 景観形成基準                                                                                                                                                                                                                                                                            | 解説 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| i 敷地境界線から極力後退します。<br>ii 原則として、工作物の外壁は、道路から2 m以上後退します。                                                                                                                                                                                                                             | ①  |
| iii すっきりした形態及び意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、周辺景観に調和するものとします。                                                                                                                                                                                                                              | ②  |
| iv 道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めます。<br>v 敷地内に生育する樹林は、保存するよう努めます。やむを得ず伐採するときは、必要最小限にとどめます。<br>vi 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かすよう配慮します。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、その周辺に移植するよう努めます。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復を図ります。<br>vii 必要に応じて、常緑の中・高木を取り入れた樹木により修景緑化を図ります。<br>viii 植栽は、現存植生を考慮し、周辺環境と調和する樹種とします。 | ③  |

▶ 解説 ① 敷地内における位置

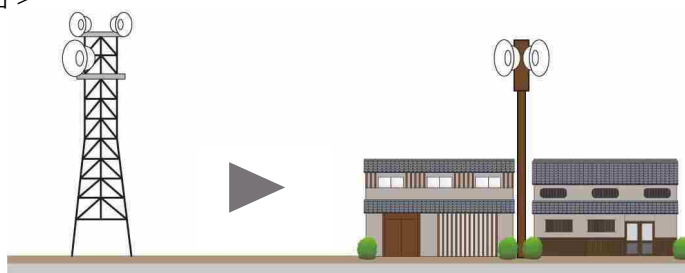
景観重点地区内では、当該工作物等は、周辺の景観に圧迫感や威圧感を与えることがないよう、できる限り敷地境界線から後退します。特に道路等の公共用地から見えないように設置し、威圧感・圧迫感を軽減するだけでなく、ゆったりとした沿道景観を形成します。

また、同一敷地内に複数の工作物等が設置される場合は、できるだけ1箇所にまとめるよう配慮します。

② 形態・意匠・色彩

工作物の形態・意匠については、周辺景観との調和が得られるよう、機能と構造強度を考慮したうえで、構造体そのものをスマートなデザインとしたり、ルーバーの取り付け等の景観的处理を行うことで、できる限りすっきりとした印象となるよう配慮します。

<電波塔の場合>



<煙突の場合>



周辺景観との調和が得られるよう、鉄塔等のフレーム状の形態をもつ工作物の色彩は、山間部等、緑の自然豊かな地域、歴史的な景観を有する地域にあっては焦げ茶色、それ以外は灰色（亜鉛メッキ色）を基本とします。亜鉛メッキの光沢が、景観を阻害する要素となるおそれがあるため、メッキ後にリン酸処理を施したり、耐候性鋼材を使用してメッキを省略するなど、周辺の景観と調和するよう配慮します。

原則として、計画地を中心に概ね半径5 km 以内の範囲にある主要な視点場（不特定多数の人が利用する道路や公園、公共施設等）から望見した場合に、背景となる景観の大半が天空であれば灰色（亜鉛メッキ色）に、山並みや樹林であれば焦げ茶色と判断します。



背景となる景観に合わせて灰色に着色した例



背景となる景観に合わせて焦げ茶色に着色した例

なお、高さが60m以上の鉄塔等、航空法により赤白の着色（昼間障害標識）若しくは高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯の設置が求められる場合は、できる限り高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯とし、周辺の景観との調和に配慮します。

### ③ 緑化など

施設の規模、形状に合わせ、敷地内の緑化を積極的に施します。

敷地の外周部は、道路から容易に望見できないよう、遮へい性の高い生垣等で緑化します。また、常緑の中・高木をとり入れた緑化により、1年を通して修景の効果が上がるよう、配慮します。

ただし記念塔等で、周辺の景観を引き立たせ、地域の良好なシンボルとなると判断され、かつ、樹木の植栽が好ましくない場合は、その限りではありません。

緑化については、P70「（１）建築物の建築など ５）敷地の緑化措置」を参照してください。

樹木の保全については、P70「（１）建築物の建築など ６）樹木等の保全措置」を参照してください。

## 5) 彫像その他これに類するもの

| 景観形成基準                                                                                                                                               | 解説 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| i 敷地境界線から極力後退します。<br>ii 原則として、道路から2 m以上後退します。                                                                                                        | ①  |
| iii 原則として、周辺景観に調和する形態及び意匠とするとともに、けばけばしい色彩としません。これにより難しい場合は、道路から容易に望見できないよう遮へい措置を講じます。ただし、芸術作品展等の開催に伴い一時的に設置されるものは、この限りではありません。                       | ②  |
| iv 道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めます。<br>v 周辺景観との調和を図るため、修景緑化を図ります。<br>vi 樹姿又は樹勢が優れた樹木、樹林等が敷地内にある場合は、これらを修景に活かすよう配慮します。<br>vii 植栽は、現存植生を考慮し、周辺環境と調和する樹種とします。 | ③  |

### ▶ 解説 ① 敷地内における位置

敷地内における位置についてはP63「(1) 建築物の建築など 1) 敷地内における位置」を参照してください。

### ② 形態・意匠・色彩

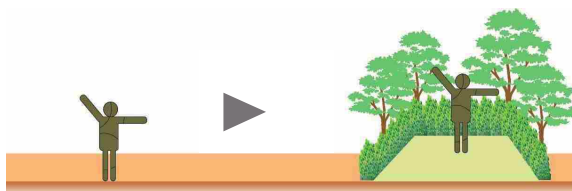
彫像やモニュメント等の形態・意匠は、原則として地域の景観になじみ、その景観を引き立たせるようなものとします。色彩についても、原則として地域の景観を阻害するけばけばしい色彩のものは避けます。

ただし周辺の景観を引き立たせ、地域の良好なシンボルとなると認められる場合や、芸術作品展等の開催に伴い一時的に設置するものは除きます。

色彩についてはP65～68「(1) 建築物の建築など 3) 色彩」を参照してください。

### ③ 緑化など

彫像を引き立たせるとともに、周辺景観との調和を図るため、積極的に敷地内を緑化します。



緑化については、P70「(1) 建築物の建築など 5) 敷地の緑化措置」を参照してください。

樹木の保全については、P70「(1) 建築物の建築など 6) 樹木等の保全措置」を参照してください。

## 6) 汚水又は廃水処理する施設

| 景観形成基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 解説 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| i 敷地境界線から極力後退します。<br>ii 原則として、道路から2 m以上後退します                                                                                                                                                                                                                                                                | ①  |
| iii 平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮するとともに、外部に設ける配管類は、目立たなくします。<br>iv けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩で周辺景観との調和が得られるものとします。                                                                                                                                                                                                         | ②  |
| v 後退してできる空地には、特に緑化に努めます。<br>vi 敷地内に生育する樹林は、保存するよう努めます。やむを得ず伐採するときは、必要最小限にとどめます。<br>vii 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かすよう配慮します。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、その周辺に移植するよう努めます。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復を図ります。<br>viii 敷地外周部は、生垣等で緑化し、容易に望見できないようにします。<br>ix 常緑の中・高木を取り入れた樹木により修景緑化を図ります。<br>x 植栽は、現存植生を考慮し、周辺環境と調和する樹種とします。 | ③  |

## ▶ 解説 ① 敷地内における位置

景観重点地区内では、当該工作物等は、周辺の景観に圧迫感や威圧感を与えることがないよう、できる限り敷地境界線から後退します。特に道路等の公共用地から見えないように設置し、威圧感・圧迫感を軽減するだけでなく、ゆったりとした沿道景観としてください。

敷地内における位置についてはP 63「(1) 建築物の建築など 1) 敷地内における位置」を参照してください。

## ② 形態・意匠・色彩

汚水、廃水処理施設の壁面は、周辺地域に圧迫感や威圧感を与えないよう、陰影効果を配慮して、表面の形状や色彩・素材等を工夫します。また、むき出しとなった配管類は、本体と同色の塗装を施したり、道路から見えにくいところにまとめることで、雑然とした印象を軽減します。

色彩についてはP 65～68「(1) 建築物の建築など 3) 色彩」を参照してください。

## ③ 緑化など

施設の規模、形状に合わせ、修景緑化を積極的に施します。

敷地内の外周部は、道路から容易に望見できないよう、遮へい性の高い生垣等で緑化します。また、常緑の中・高木を取り入れた緑化により、1年を通して修景の効果が上がるよう、配慮します。

緑化については、P70「(1) 建築物の建築など 5) 敷地の緑化措置」を参照してください。

樹木の保全については、P70「(1) 建築物の建築など 6) 樹木等の保全措置」を参照してください。

7) メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート  
その他これらに類する遊戯施設

| 景観形成基準                                                                                                                                                                                                                                                          | 解説 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| i 敷地境界線から極力後退します。<br>ii 原則として、工作物は道路から10m以上後退します。                                                                                                                                                                                                               | ①  |
| iii すっきりした形態及び意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、周辺景観に調和するものとします。                                                                                                                                                                                                            | ②  |
| iv 道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めます。<br>v 敷地内に生育する樹林は、保存するよう努めます。<br>vi 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かすよう配慮します。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、その周辺に移植するよう努めます。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復を図ります。<br>vii 敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行います。<br>viii 植栽は、現存植生を考慮し、周辺環境と調和する樹種とします。 | ③  |

▶ 解説 ① 敷地内における位置

P 63「(1) 建築物の建築など 1) 敷地内における位置」を参照してください。

② 形態・意匠・色彩

あえて特徴的な景観をデザインする場合においても、周辺景観とのバランスに配慮します。

③ 緑化など

これらの施設は、周辺の景観と調和しにくく、形態・意匠・色彩の面から特殊な景観となることから、周辺景観に与える影響を和らげるため、できる限り遮へいに努めるとともに、積極的な修景緑化等を行います。

これらの施設には、観覧車等の眺望を目的とした施設や相当の高さを有する施設等、遮へいが不可能な施設もあるため、施設外周部にボリュームのある緑化措置を講じることで、周辺の景観からの突出感を緩和します。

遊園地等においては、施設の用途上、さまざまな種類の樹木が植栽されることが予想されますが、敷地境界線に面した部分や道路に接する部分については、特に現存植生に配慮したものとします。



緑化については、P70「(1) 建築物の建築など 5) 敷地の緑化措置」を参照してください。

樹木の保全については、P70「(1) 建築物の建築など 6) 樹木等の保全措置」を参照してください。

- 8) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設・石油、ガス、L P G、穀物、飼料などを貯蔵する施設その他これらに類する施設

| 景観形成基準                                                                                                                                                                                                                                                      | 解説 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| i 敷地境界線から極力後退します。<br>ii 原則として、工作物は道路から10m以上後退します。                                                                                                                                                                                                           | ①  |
| iii すっきりした形態及び意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、周辺景観に調和するものとします。                                                                                                                                                                                                        | ②  |
| iv 道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めます。<br>v 敷地内に生育する樹林は、保存するよう努めます。<br>vi 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かすよう配慮します。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、その周辺に移植するよう努めます。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復を図ります。<br>vii 常緑の中・高木を主体とする樹木により、施設の規模に応じた修景緑化を図ります。<br>viii 植栽は、現存植生を考慮し、周辺環境と調和する樹種とします。 | ③  |

### ▶ 解説 ① 敷地内における位置

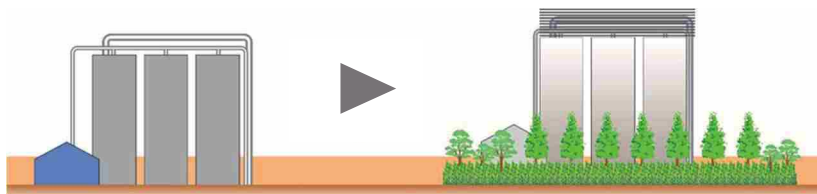
景観重点地区内では、当該工作物等は、周辺の景観に圧迫感や威圧感を与えることがないよう、できる限り敷地境界線から後退し、後退空地には緑化を図ってください。特に道路等の公共用地から見えないように設置し、威圧感・圧迫感を軽減するだけでなく、ゆったりとした沿道景観としてください。

P 63「(1) 建築物の建築など 1) 敷地内における位置」を参照してください。

### ② 形態・意匠・色彩

これらの工作物の壁面は、周辺地域に圧迫感や威圧感を与えないよう、陰影効果に配慮します。また主となる構造や施設に附属するむき出しとなった配管類やコンペアー類は、構造体そのものの形態を見直したり、道路から見えにくいところへの配置、ルーバーの取り付け、本体と同色の塗装等の景観的处理を行うことで、できる限りすっきりとした印象となるよう配慮します。

色彩についてはP 65～68「(1) 建築物の建築など 3) 色彩」を参照してください。



### ③ 緑化など

緑化については、P70「(1) 建築物の建築など 5) 敷地の緑化措置」を参照してください。

樹木の保全については、P 70「(1) 建築物の建築など 6) 樹木等の保全措置」を参照してください。

## 9) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）

| 景観形成基準                                                                                                                         | 解説 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| i 鉄塔は、原則として、景観重点地区内には設置しません。やむを得ず設置する場合には、整理統合を図ります。<br>ii 電柱は、整理統合を図るとともに、目立たない配置とするよう努めます。<br>iii 電柱は、原則として、樹林の生育域内には配置しません。 | ①  |
| iv 形態の簡素化を図ります。<br>v 色彩は、落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ります。                                                                                | ②  |
| vi 鉄塔の基部周辺は、修景緑化に努めます。                                                                                                         | ③  |

### ▶ 解説 ① 位置

鉄塔は、すっきりとした湖岸の風景を保持するため、原則として景観重点地区内、湖岸、湖岸道路に沿っての設置を避けます。

やむを得ず設置するときは、地下埋設とします。技術的、経費的、都市の成熟度等の観点から、地下埋設が困難な場合は、景観上大きな影響を与えないように、極力整理統合を図り、できる限り数を減らすなど配慮します。

電柱等は、鉄塔と同様に、原則とし樹林の生育域内への設置を避けます。これは、湖岸の施設等への供給のための部分的な配線は含みません。やむを得ず設置を要するときは、原則として地下埋設とします。

地上に設置する場合は、電柱配置は計画的、総合的に考え、できる限り数を減らすように努めるとともに、宅地背面等に設置するなど、できる限り目立ちにくくします。

### ② 色彩等

送電線鉄塔が林立することにより雑然とした景観とならないよう、形態の簡素化を図ります。

色彩は、周辺との調和に配慮した落ち着いた色彩とし、季節による周辺の色の変化を考慮して色調を決めます。

鉄塔等のフレーム状の形態をもつ工作物の色彩は、山間部等緑の自然豊かな地域においては焦げ茶色や暗緑色、立体的な背景の少ないところにあっては天空になじませるためグレー系の亜鉛メッキした後にリン酸処理を施し、くすんだ外観とすることを基本とします。

また、亜鉛メッキの光沢を抑えるため、耐候性鋼材を使用してメッキを省略するなどの対応も考えられます。

### ③ 緑化

建築物等の密度が比較的高い地域においては、周辺に与える威圧感や無機質な印象を軽減させるため、送電鉄塔の基部周辺をできる限り緑化します。

植栽は、現存植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とします。



周辺景観や足元の緑地景観に配慮し、焦げ茶色の外観色彩としている例



基部の緑化により鉄塔のもつ圧迫感を軽減させ、周辺景観との調和を図った例

### (3) 開発行為など

#### 1) 開発行為

##### 景観形成基準

##### 法面等の修景

- i 造成等においては既存樹木を保存するよう配慮します。
- ii 造成等に係る切土及び盛土に伴い生じた法面には適切な植栽を行います。
- iii 擁壁等の構造物を設ける場合、石材等の自然素材を用います。ただし、これにより難しい場合はこれを模したものをを用います。これらの素材を用いることができない場合は、壁面の緑化、構造物前面の植栽等による修景措置を講じます。

##### その他

- i 当該開発行為の区域において継続的な景観形成ができるよう、地区計画、景観協定、建築協定及び緑地協定等を定めるように努めます。

▶ **解説** 敷地境界線からできる限り多く後退するとともに、敷地外周部に遮へい措置を施します。造成等を伴う開発行為の多くは地形を大きく改変するため、景観に大きな影響を与えるものです。

造成等に伴って生じた法面に適切な植栽を行うことにより、土砂の流出や法面の崩壊を防ぐとともに、緑豊かな景観を形成します。

湖岸や湖岸道路に面する部分にあっては、駐車場の設置により景観の連続性がとぎれないよう、敷地外周部を積極的に緑化します。

##### <法面勾配と樹木の関係>

法面の緑化を行う際は、あらかじめそれに見合った法勾配や植栽地盤の造成が必要です。勾配ごとに植栽可能な樹木の目安は以下のとおりです。

出典：造園施工管理 技術編

| 勾配                              | 断面パターン | 植栽可能樹木         |
|---------------------------------|--------|----------------|
| 1 : 1.5<br>(66.6%)<br>(33° 40') |        | 地被<br>芝        |
| 1 : 1.8<br>(55%)<br>(29° 3')    |        | 地被<br>低木       |
| 1 : 3<br>(33.3%)<br>(18° 30')   |        | 地被<br>低木<br>中木 |
| 1 : 4<br>(25%)<br>(14° 00')     |        | 地被・低木<br>中木・高木 |

緑化については、P70「(1) 建築物の建築など 5) 敷地の緑化措置」を参照してください。

樹木の保全については、P70「(1) 建築物の建築など 6) 樹木等の保全措置」を参照してください。

擁壁についてはP74「(2) 工作物の建設など 3) 擁壁」を参照してください。

## 2) 木竹の伐採

### 景観形成基準

- i 伐採は、小規模にとどめます。
- ii 高さ10m以上又は枝張り10m以上のものは、伐採しないよう努めます。

▶ **解説** 樹木は、景観形成を図るうえで重要な要素であり、長い年月をかけて育まれた、地域の重要な資源・財産ともいえます。

伐採が周辺の景観に与える影響は大きく、また樹木の成長には年月がかかることから、伐採は、できるだけ小規模に留めることが重要です。高さや樹冠幅が10m以上の大きな樹木は、原則として伐採しないものとします。

特に、道路から見える樹姿又は樹勢が優れた樹木で、その地域のランドマークやシンボルとして景観的に重要な役割を果たしていると認められるものについては、その周辺への移植を検討します。やむを得ず伐採を行った場合は、その周辺景観が良好に維持できるように補完措置や代替措置を講じます。

伐採を検討するにあたっては、周辺景観への影響に配慮するとともに、事前に樹木の樹種、樹齢、樹形等の価値を調査・検討を行うものとします。合わせて周辺に生息する植物や生き物の状況を調査し、周辺の生態系に影響を与えないよう、十分配慮します。

＜開発による自然環境への影響を緩和する手法（ミチゲーション）＞

|     |                                        |
|-----|----------------------------------------|
| 回 避 | 特定の行為あるいはその一部を行わないことにより、影響全体を回避する。     |
| 最小化 | 行為とその実施において、程度と規模を制限することにより、影響を最小化する。  |
| 矯 正 | 影響を受けた環境を修復、回復、又は改善することにより、影響を矯正する。    |
| 軽 減 | 保護・保全活動を行うことにより、事業期間中の影響を軽減・除去する。      |
| 代 償 | 代替の資源や環境で置換、あるいはこれらを提供することにより、影響を代償する。 |

ミチゲーションの方法を検討する順序としては、まず自然環境への影響をできる限り「回避」、「最小化」することを考えます。その上でやむを得ず損なわれる環境については「矯正」、「軽減」による対応を考えます。「代償」は最後の手段です。

出典：土木ミニ知識 Vol.83 February 1998（（社）土木学会）

## 3) 屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積

| 景観形成基準                                                                                                                                                                                                             | 解説 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| i 敷地境界線から極力後退するとともに、既存樹林を保存するよう努めます。<br>ii 道路から2 m以上後退します。                                                                                                                                                         | ①  |
| iii 遮へい措置を要するものにあつては、その集積又は貯蔵の高さは、当該遮へい措置に見合った高さまでとします。<br>iv 事業所における原材料・製品、スクラップ等、又は建設工事等における資材等の集積又は貯蔵にあつては、外部から容易に望見できないよう敷地外周部に遮へい措置を講じます。<br>v 農林水産品置場、商品の展示場等にあつては物品を整然と集積又は貯蔵するとともに、必要に応じ、敷地外周部に修景のため植栽します。 | ②  |
| vi 敷地内に生育する樹林は、保存するよう努めます。やむを得ず伐採するときは、必要最小限にとどめます。<br>vii 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かすよう配慮します。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、その周辺に移植するよう努めます。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復を図ります。<br>viii 植栽は、現存植生を考慮し、周辺環境と調和する樹種とします。            | ③  |

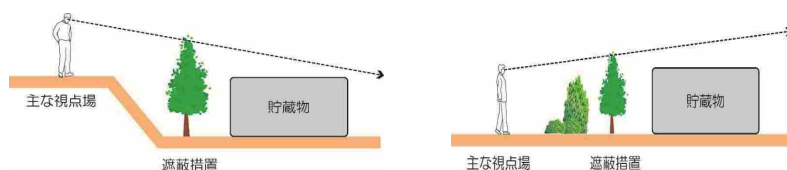
## ▶ 解説 ① 敷地内における位置

P 63「(1) 建築物の建築など 1) 敷地内における位置」を参照してください。

## ② 形態

遮へい措置に見合った高さとは、十分に遮へいの効果が発揮できる高さをいいます。周辺の地形や視点場の位置に合わせ、効果的な遮へい措置を講じる必要があります。

遮へい措置を要するものの集積や貯蔵の高さは、遮へい措置の効果を考慮して、できる限り抑えます。



屋外における物品の集積、貯蔵のうち、事務所における原材料・製品、スクラップ等や建設工事等における資材等、雑然とした印象を与えるものの集積又は貯蔵については、道路又はその他の公共の場から容易に望見できないよう、敷地境界線からできる限り多く後退するとともに、敷地外周部に遮へい措置を施します。

樹木の選定にあたっては、堆積物の規模に合わせるとともに、常緑の中・高木を取り入れた修景緑化により、1年を通して修景の効果が上がるよう配慮します。

## ③ 緑化など

緑化については、P70「(1) 建築物の建築など 5) 敷地の緑化措置」を参照してください。

樹木の保全については、P70「(1) 建築物の建築など 6) 樹木等の保全措置」を参照してください。

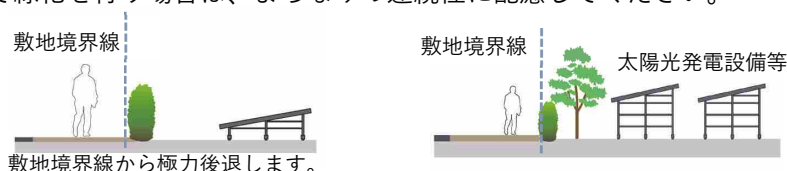
## (4) 太陽光発電設備等の建設など

### 1) 地上設置の太陽光発電設備等

| 景観形成基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 解説 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| <b>共通事項</b><br>i 太陽電池モジュール等は、黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとします。<br>ii 附属設備は、周辺景観と調和した色彩とします。                                                                                                                                                                                                                                                |    |
| <b>地上に設置する平面的に並べるもの（平面型）</b><br>i 敷地境界線から極力後退します。<br>ii 敷地内に生育する樹林は保存するよう努めます。やむを得ず伐採するときは、必要最小限にとどめます。<br>iii 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かすよう配慮します。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、その周辺に移植するよう努めます。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復を図ります。<br>iv 敷地外周部は、生垣等で緑化し、公共空間から容易に望見できないようにします。<br>v 常緑の中・高木を取り入れた樹木により修景緑化を図り、最上部は、修景植栽の高さより低くします。<br>vi 植栽は、現存植生を考慮し、周辺環境と調和する樹種とします。 | ①  |
| <b>地上に設置する支柱上に設けるもの（支柱型）</b><br>i 周辺に与える威圧感及び突出感を軽減し、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線から極力後退します。<br>ii すっきりとした形態及び意匠とします。<br>iii 落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ります。<br>iv 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮します。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、その周辺に移植するよう努めます。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復を図ります。<br>v 周囲への威圧感や突出感を和らげるよう、高さを勘案した樹種及び樹木を選び、植栽位置を考慮します。<br>vi 植栽は、現存植生を考慮し、周辺環境と調和する樹種とします。     | ②  |

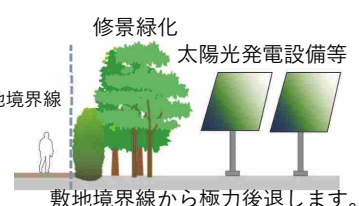
#### ▶ 解説 ① 地上に設置する平面的に並べるもの（平面型）

周囲から太陽光発電設備等が見えにくくなるように、修景緑化を配置します。通りに面して緑化を行う場合は、まちなみの連続性に配慮してください。



#### ② 地上に設置する支柱上に設けるもの（支柱型）

周囲から太陽光発電設備等が見えにくくなるように、敷地境界線から修景緑化を配置します。通りに面して緑化を行う場合は、まちなみの連続性に配慮してください。





# 大津市景観計画ガイドライン

## ③ 景観重点地区基準編

令和7年(2025年)3月31日策定

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 発行者    | 大津市都市計画部都市計画課            |
| 所在地    | 〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3番1号  |
| 電話     | (077)528-2956            |
| E-mail | otsu1303@city.otsu.lg.jp |